

# 21 セーフシティ 都市の強靱化

# 1 TOKYO強靱化プロジェクトの推進【最重要】

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 政策企画局・都市整備局・建設局)

「TOKYO強靱化プロジェクト」を推進するために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、必要な制度の拡充や創設、人材の確保に向けた取組を進めること。

## <現状・課題>

気候変動の影響で激甚化する風水害や、いつ起きてもおかしくない首都直下地震・火山噴火などの危機に直面する中であっても、都は、都民の生命と暮らしを守り、首都東京の機能や経済活動を維持するため、令和4年12月に「TOKYO強靱化プロジェクト」を始動した。令和5年12月には、危機への備えを更にレベルアップした「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」を公表した。

また、「2050東京戦略」（令和7年3月策定）に掲げた都市の強靱化等の戦略を推進・加速するため、自然災害に加え、今後一層厳しくなる暑さや地政学リスクの高まりなど、都を取り巻く状況変化も踏まえ、プロジェクトを強化・アップグレードしていくこととしている。

本プロジェクトでは、100年先も安心できる東京を目指し、風水害や地震など東京が直面する危機に対して、ハード・ソフト両面から実効性の高い施策を展開するという方針の下、都が取り組むべき事業を取りまとめている。

本プロジェクトの事業規模は、2040年代までの総額で17兆円、当初10年間で7兆円を見込んでいる。首都である東京が災害に対して強靱化を図ることは、東京を守るだけでなくとどまらず、日本全体を災害に強くするためにも重要である。

国は、令和7年11月に公表した「「強い経済」を実現する総合経済対策」において17の戦略分野で大規模な危機管理投資・成長投資を進めることとしている。その一つに「防災・国土強靱化」を位置付け、「現在と未来の生命」を守る令和の国土強靱化を推進するための防災・減災・国土強靱化投資について、先行的かつ集中的に取組を強化するとともに、成長戦略の肝となる「危機管理投資」として強い経済を下支えしていくため、その実効性を確保する取組を推進することとしている。

国と都は、これまでも共通の課題に対して協議を重ねてきたところであるが、今後は、新たに設置された「国と東京都の協議会」も活用し、東京と日本の成長に向け、都市の強靱化等の施策を一層の連携を図りながら進めていかなければならない。

都は、激甚化する風水害や首都直下地震などへの備えを強化し、不断の取組を進めてきた結果、防災対策は着実に進捗し、減災に寄与している。東京への集中投資は、減災効果が極めて高く、確かな成果に結びつき、国力にも直結するものである。都市機能が集積する首都東京の更なる強靱化のためには、都はもとより、国においても積極的な投資を行うことが重要である。このため、長期にわたる本

プロジェクトに必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に配分するとともに、プロジェクトの着実な推進に向け、制度の拡充などが必要である。

また、大規模なインフラ整備等の実施に当たっては、受注者側である建設業の人材確保が重要である。国土交通省の「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」の資料によると、建設業は現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、生産性の向上等が求められ、将来の担い手の確保が急務であるとされている。これは、本プロジェクトだけでなく、公共事業や民間の発注を含め、東京はもとより日本全体にとっても重要な課題である。

今後、都民の安全・安心を確保できる、強靱で持続可能な都市を実現するため、こうした課題に的確に対応しながら、本プロジェクトに位置付けた様々な事業を着実に実施していかなければならない。

#### <具体的要求内容>

- (1) 「TOKYO強靱化プロジェクト」の推進に向けて、大規模な風水害や地震、火山噴火などの対策に必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要な額を確実に配分するとともに、各種事業の柔軟な運用や必要な制度の拡充・創設などを行うこと。
- (2) 「TOKYO強靱化プロジェクト」に位置付けた事業の着実な実施に向け、建設業におけるDXの推進による生産性の向上など、インフラ整備の担い手となる人材の中長期的な確保に向けた取組を強化すること。

参 考

【TOKYO強靱化プロジェクトの事業規模】

(1) 総事業規模（概算）

総事業規模（概算）	
	うち当初10年間
17兆円	7兆円

※本プロジェクトの推進に必要な、2040年代までの事業規模を示している。

※一部の事業は完了が2040年代を越えるものがある。

※「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」公表時点での事業規模であり、今後変更が生じる可能性がある。

(2) 事業規模（概算）の内訳

区 分	事業規模（概算）の内訳	
		うち当初10年間
激甚化する風水害から都民を守る	7.1兆円	2.0兆円
大地震があっても「倒れない・燃えない・助かる」まちをつくる	9.6兆円	3.8兆円
噴火が起きても都市活動を維持する	2.1兆円	0.6兆円
災害時の電力・通信・データ不安を解消する	1.4兆円	1.3兆円
感染症にも強いまちをつくる	0.7兆円	0.4兆円

※複数の危機に対する事業があるため、合計は総事業規模と一致しない。

## 2 総合的な治水対策の推進

### 1 生命や財産を守る治水事業の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 建設局)

国土の保全及び国民の生命や財産を守る治水は国の基本的責務であるため、必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。

#### <現状・課題>

治水事業は一部を除き法定受託事務であり、国の基本的な責務である。

首都東京では、人口が密集する市街地が形成され、政治、経済等の中枢機能が集積していることから、都民の命と暮らしを守るための治水対策の推進と十分な財源確保が必要不可欠である。

#### <具体的要求内容>

- (1) 国の基本的な責務である治水事業について必要な財源を確保するとともに、首都東京に対して必要額を確実に配分すること。
- (2) 災害が発生した地域における災害対策の予算は別枠とし、災害を未然に防止する予防対策の予算について必要な財源を確保すること。
- (3) 第1次国土強靱化実施中期計画については、令和7年度補正予算として措置されたところであるが、継続的・安定的に取り組を進めるため、今後の物価高や賃金水準の高騰等を適切に反映した上で、従前の対策を大幅に上回る必要な予算・財源を当初予算において通常費とは別枠で確保し、確実に配分すること。

参 考

【国土交通省令和8年度予算の動向（予算概要（令和8年2月）より）】

○令和8年度当初の公共事業関係予算は、ほぼ前年並の予算が確保

（単位：億円）

項 目	令和8年度	令和7年度	対前年度比
国土交通省予算（国費）	52,950	52,753	1.00

※このほかに、東日本大震災からの復興・再生に係る予算が、復興庁予算に計上されている。

※実施中期計画1年目は、令和7年度の補正予算で1兆2,585億円が措置

○国民の生命や財産を守る治水事業への配分状況

（単位：億円）

項 目	令和8年度	令和7年度	対前年度比
水管理・国土保全局関係予算（国費）	11,040	10,702	1.03

※このほかに、社会資本整備総合交付金等がある。

※実施中期計画1年目は、令和7年度の補正予算で3,683億円が措置

【東京都における治水事業の動向】

○「2050 東京戦略～東京 もっとよくなる～」(令和7年3月)では、「災害の脅威から都民を守る世界で最も強靱な都市」の実現に向けて、都市型水害対策や地震・津波・高潮対策などの取組をより一層推進していくとしている。

○「TOKYO強靱化プロジェクト」(令和4年12月)においても、都民の安全・安心を確保できる、強靱で持続可能な都市の実現に向けて、東京が直面する5つの危機の一つとして、激甚化する風水害に対する取組を推進していくとしている。令和5年12月に策定した「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」においても、気候変動を踏まえ豪雨対策を一層強化するなど、強靱かつ、サステナブルな都市を目指して、取組を加速している。

【東京都における治水対策の必要性】



## 2 都市型水害対策の推進【最重要】

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局・下水道局)

都市型水害対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。

### <現状・課題>

都は、時間 50 mm 降雨に対応可能な護岸、調節池等の整備を進め、水害の早期軽減に努めてきた。しかし、時間 50 mm を超える台風や局地的集中豪雨に伴う水害が増加しており、降雨状況の変化への対応が急務となっている。東京は膨大な人・資産・情報が高度に集積された日本の中核であり、大規模な浸水が発生した際の被害とその影響は、非常に深刻で広範囲なものとなる。

このため現在、年超過確率 20 分の 1 規模の降雨に対応するため、河川整備に当たっては、時間 50 mm までの降雨は護岸整備で対応し、それを超える降雨には調節池等で対応することを基本としている。優先度の高い流域においては、環状七号線地下広域調節池や城北中央公園調節池等の大規模施設の整備を実施している。

また、気候変動の影響を踏まえ、「2050 東京戦略～東京 もっとよくなる～」において令和 17 年度までに総貯留量約 250 万 m<sup>3</sup> の調節池等の新規事業化を目標として掲げており、神田川など 9 河川において新たな調節池等の事業化に向けた取組を行っている。

今後は、令和 5 年 12 月に策定した「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を踏まえ、気候変動に対応するための取組を推進していく。

河川整備は、浸水被害の軽減及び気候変動等の課題への対応として必要な事業を行っていくものであり、事業評価においては、都心部における地下空間の高度利用や社会経済上重要な施設などの被害軽減効果の評価や、事業の投資効率性、波及的影響、実施環境といった多角的な観点から総合的に行う必要がある。

下水道施設整備に当たっては、令和 5 年 12 月に定めた東京都豪雨対策基本方針に基づき、内水氾濫による浸水被害を軽減する取組を推進していく。区部では、早期に被害を軽減するため、浸水リスクが高い 67 地区を重点化し、下水道幹線や貯留施設等の基幹施設を整備する。

多摩地域では、公共下水道の整備や各種排水施設の活用・改修、流域対策など多様な対策手法を組み合わせることで内水氾濫による被害の防止を図る。市単独による雨水排除が困難な地域において、複数市にまたがる広域的な流域下水道雨水幹線の整備を進めている。

令和元年東日本台風など近年全国各地で発生している甚大な水害への対応に加え、将来の気候変動による影響を踏まえ、都市型水害対策の一層の推進が求められている。

< 具体的要求内容 >

- (1) 都市型水害対策を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。
- (2) 護岸整備に加え、調節池の大規模事業に必要な財源を確保し、確実に配分すること。
  - ・ 環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）
  - ・ 善福寺川上流地下調節池
  - ・ 城北中央公園調節池（石神井川）
  - ・ 石神井川上流地下調節池
  - ・ 境川木曾西調節池
- (3) 下水道施設の整備を推進し、効果を早期に発現していくため、必要な財源を確保し、確実に配分すること。

【重点地区】

- ・ 目黒区上目黒、世田谷区弦巻
- ・ 目黒区八雲、世田谷区深沢
- ・ 大田区上池台
- ・ 世田谷区野毛
- ・ 港区白金、品川区上大崎
- ・ 品川区戸越、西品川
- ・ 中野区東中野、杉並区阿佐谷
- ・ 目黒区下目黒
- ・ 世田谷区代沢
- ・ 杉並区久我山
- ・ 豊島区池袋本町
- ・ 葛飾区金町
- ・ 江戸川区中央            など計 67 地区

【流域下水道雨水幹線の整備】

- ・ 空堀川上流域南部地域
- (4) 都が実施する気候変動を踏まえた取組を進めるに当たり、必要な助言等を行うこと。
  - (5) 治水経済調査マニュアル（案）における貨幣価値化が困難な項目においても評価手法を示すなど、様々な事業効果を適切に評価できる手法を確立すること。

参 考

[治水事業]

【近年多発する集中豪雨】



時間 50 mm以上の降雨発生率  
の経年変化



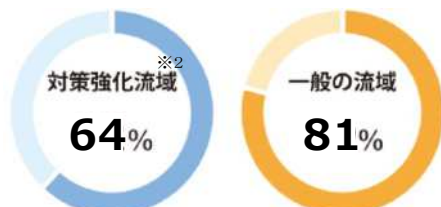
平常時の妙正寺川



平成17年9月豪雨時(時間112mm)

豪雨による河川の変化

【河川の整備状況】



河川の安全度達成率<sup>※1</sup> (R8年3月末時点)

※1: 河川の目標整備水準に対応する対策(調節池や護岸整備、河床掘削など)の達成度を表す指標

※2: 年超過確率20分の1規模の降雨に対応する神田川や野川などの10流域



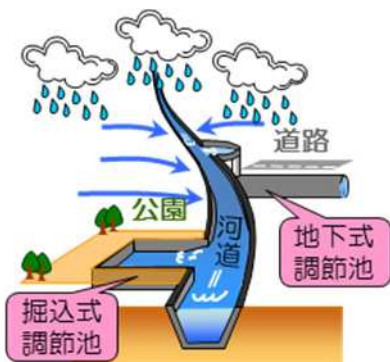
整備前



整備後

護岸の整備前・整備後の状況

【調節池等の整備】



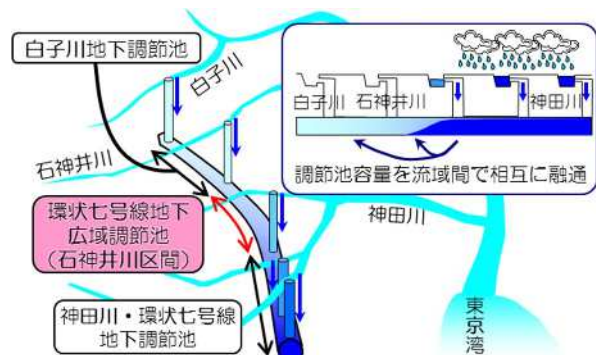
調節池による対応イメージ



城北中央公園調節池整備状況



環状七号線地下広域調節池整備状況



環状七号線地下広域調節池イメージ

[下水道浸水対策事業]

【下水道施設の整備状況】



浸水対策幹線の整備  
《呑川増強幹線》



雨水ポンプ所の整備  
《勝どきポンプ所》



流域下水道雨水幹線の整備 《空堀川上  
流雨水幹線（立坑築造工）》



雨水排水ポンプの増強  
《先行待機型ポンプ》

### 3 地震・津波・高潮対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局)

東部低地帯の河川における地震・津波・高潮対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

#### <現状・課題>

東部低地帯の河川では、これまで水門や堤防等の整備を着実に進め、関東大震災時の震度に対する構造物の耐震性と、伊勢湾台風級の高潮に対する堤防の高さを確保してきた。

しかし、東部低地帯の河川では、マグニチュード8.2の海溝型地震など、想定される最大級の地震によって施設の一部が損傷し、津波等により甚大な浸水被害が発生する可能性がある。

このため、都は、このような地震が発生した場合においても各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するよう、東日本大震災を踏まえて策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」（平成24年12月策定）に基づき、堤防や水門・排水機場等の耐震・耐水対策を進めてきた。

さらに、令和4年度からは、耐震対策の対象範囲を拡大した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」（令和3年12月策定）に基づき、堤防約57km、水門等9施設において対策を進めており、早期に対策を完了できるよう取組を推進していく。

また、隅田川などの主要河川については、大地震に対する安全性を高めるとともに、水辺環境の向上を図るため、背後地開発と連携してスーパー堤防等の整備を早期に推進していく必要がある。

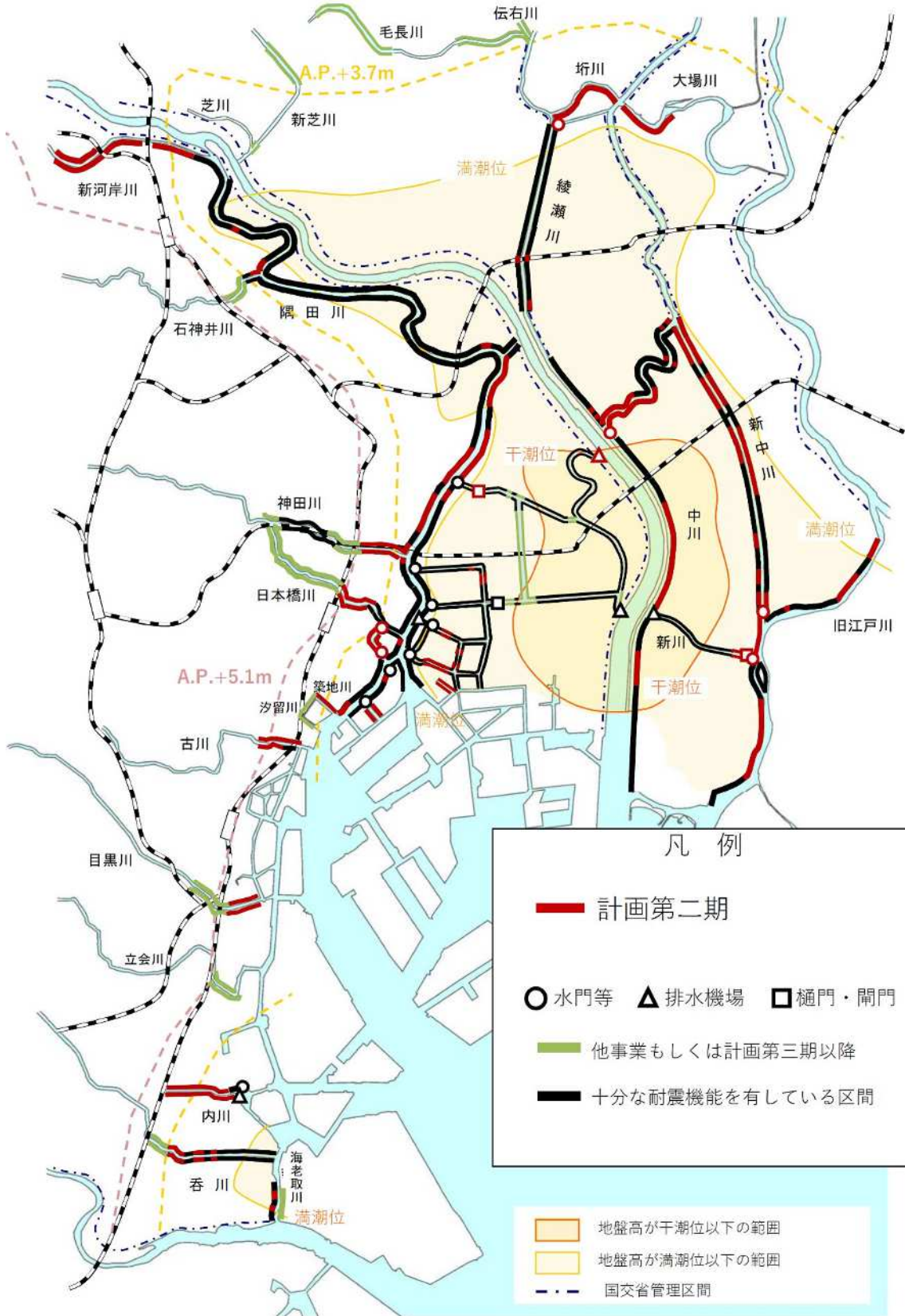
#### <具体的要求内容>

- (1) 地震・津波・高潮対策の推進は、低地帯に暮らす300万人の命と、人口、資産が高度に集積する首都の機能を守るため、待ったなしの課題であることから、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 地震・津波対策について、早期に対策を完了できるよう、必要な財源を確保すること。
- (3) 背後地開発と連携して推進する都のスーパー堤防整備について、必要な財源を確保すること。

参 考

【東部低地帯の河川施設整備計画】

想定し得る最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するとともに、地震後に発生する高潮に備える。



#### 4 ソフトとハードの連携した土砂災害対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局・都市整備局)

ソフトとハードの連携した土砂災害対策を推進するため、砂防関係事業及び土砂災害防止法に基づく基礎調査について必要な財源の確保、制度拡充等を図ること。

##### <現状・課題>

都内には土砂災害警戒区域が約 16,000 か所存在しており、台風等による豪雨でがけ崩れ等の土砂災害が毎年発生している。平成 25 年伊豆大島では、24 時間雨量 824 mm に達する記録的な豪雨により甚大な土砂災害が生じ、多くの尊い人命、財産が失われた。

また、令和元年東日本台風では、多摩地域を中心に日雨量 600 mm を超える記録的な豪雨となり、人的被害はなかったものの土石流や多くのがけ崩れが発生した。今後も気候変動の影響による記録的な豪雨に伴う同様の土砂災害の発生が懸念されており、土砂災害対策の推進が望まれている。

都における砂防施設整備等のハード対策は、避難所などの保全対象の重要度や災害発生の危険度を考慮して箇所ごとの緊急性を評価するなど、計画的に整備を推進している。しかしながら、全ての土砂災害のおそれのある箇所では対策を実施するには、膨大な費用と時間を要することから、ハード対策の着実な推進とともに、警戒避難体制の確立に必要な土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を充実させていくことが重要である。

都では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査（1 巡目）による区域指定が、令和元年 9 月末に全域で完了した。土砂災害防止法では、おおむね 5 年ごとに基礎調査を行うことを規定しており、都は、前回調査から 5 年経過した箇所において、2 巡目以降の基礎調査を計画的に進めている。開発圧力の高い都内では、多くの箇所では地形改変が行われるため、新たな危険箇所の発生状況を把握し、継続的に確認していくためにも 2 巡目以降の基礎調査の重要度は高い。

一方、土砂災害防止法に基づく基礎調査に必要な財源は、地方交付税交付金により手当されているが、都は不交付団体のため他の道府県に比べて著しく不利な措置となっている。

さらに、区市町村からは、区域指定に伴う土地利用制限が地価に影響を与える場合の固定資産税収減に対する財政上の支援措置や、避難所等の移転、区域指定解除や安全対策のための防災工事、既存建築物の補強に関する支援措置の創設・充実、地方単独事業による防災インフラの整備を対象としている緊急自然災害防止対策事業債の恒久化を求める要望がある。

このほか、活火山を多く抱える伊豆諸島では、火山噴火に伴う泥流や溶岩流の発生により、溪流周辺の平地に集中している人家等が被害を受ける危険性がある

ため、火山砂防事業の推進が急務となっている。

また、活火山を有する島しょ地域では、侵食が著しい火山性の地質で構成されるため、荒廃地からの土砂流出により満砂状態の砂防堰堤が多く見受けられる。これらの砂防関係施設は、噴火に伴い生じる火山泥流からの被害を軽減するためにも、除石を行い空き容量を確保しておくことが望まれる。

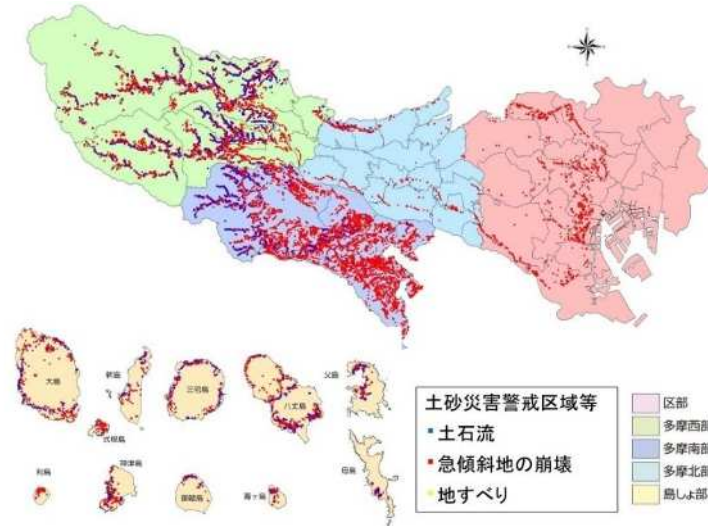
#### <具体的要求内容>

- (1) 砂防事業、火山砂防事業、地すべり防止事業及び急傾斜地崩壊対策事業を着実に推進するため、必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 土砂災害防止法に基づく基礎調査（2巡目以降）を今後も計画的に実施していくため、東京都が地方交付税交付金の不交付団体であることを勘案し、防災・安全交付金の配分に配慮するなど必要な財源を確保すること。
- (3) 土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、市町村が固定資産税評価額の評価を行った際に、財政上の負担が生じないよう支援措置を講じること。
- (4) 土砂災害警戒区域等の指定に伴い、避難所や要配慮者利用施設を区市町村や施設管理者が区域外に移転する場合の財政上の支援措置の一層の充実を図ること。
- (5) 土砂災害警戒区域内における区域指定解除や安全対策のための防災工事に対し、区市町村が助成や直接工事などを行う際の財政上の支援措置の創設・充実を図ること。  
また、既存建築物の所有者が実施する補強に対しては、住宅・建築物安全ストック形成事業の一層の充実を図ること。
- (6) 地方単独事業として、緊急に自然災害を防止するために行う事業を対象としている緊急自然災害防止対策事業債について、恒久化を検討すること。
- (7) 侵食が著しい火山性の地質で構成される島しょ地域では、砂防堰堤等の機能を十全に発揮させるため、嵩上げ等新たな機能改良を伴わない堆積土砂の除去についても採択されるよう、交付対象事業の要件を緩和すること。

参 考

【都内の土砂災害警戒区域等の分布状況】

○土砂災害警戒区域が、約 16,000 か所存在



【土砂災害警戒区域等の指定状況】

<令和8年3月末時点>

指定済み箇所数	
土砂災害警戒区域	15,727 か所
土砂災害特別警戒区域	13,761 か所

【整備状況】

<令和8年3月末時点>

区 分	全体計画 A	整備状況 B
砂防事業	190溪流	128溪流
急傾斜地崩壊対策事業	71地区	62地区
地すべり対策事業	14地区	13地区

【ソフトとハードが連携した土砂災害対策のイメージ】

【基礎調査の国費率】

現行 1 / 3



## 5 水辺空間のにぎわいの創出及び緑化の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 建設局)

水辺空間におけるにぎわいの創出及び緑化の推進に必要な財源の確保及び制度充実を図ること。

### <現状・課題>

都では、都市に残された貴重なオープンスペースである河川において、水害に対する安全対策のみならず、隅田川のテラス整備や緑化の推進など人々が水辺に親しめる空間の整備を推進し、河川空間の魅力向上に努めてきた。

更なる水辺空間の魅力向上のためには、周辺の観光拠点等との結びつきを強め、地域のにぎわいを相乗的に高めていくことが重要であるとの観点から、隅田川下流域の浅草や両国等のエリアにおいては、背後地の民間事業者や地元区と連携し、水辺とまちの一体的なにぎわい空間の創出に向けた取組を進めるとともに、テラスの連続化や夜間照明などの水辺の動線強化等を推進している。

一方、国においても、平成23年4月に「河川敷地占用許可準則」の改正を行い、地域活性化のための飲食店やオープンカフェ等について、営業活動を行う事業者等による占用が可能となったほか、水辺とまちをつなげる、水辺と人をつなげるミズベリング・プロジェクトを継続的に実施するなど、水辺空間の利用や民間活力の積極的な活用等の取組を推進している。

さらに、令和5年6月には、「隅田川等における未来に向けた水辺整備のあり方」を取りまとめ、水辺整備の今後の方向性と取組イメージを示した。

このあり方を踏まえ、今後は、水辺のゆとり・うるおい・にぎわいをつなぐため、水辺の動線強化の更なる推進やウォークアブルな水辺空間の創出、オープンテラス等の恒常的な利活用の促進など、隅田川下流域の取組を拡充するとともに、上流域等の新たなエリアへ展開していく。

また、これまで整備してきた点在する既存の緑をネットワーク化することによって都市環境の改善を図るなど、水辺空間の緑化を推進していくことも必要である。

### <具体的要求内容>

- (1) 水辺空間のにぎわいづくりを推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 水辺空間の緑化を推進するために必要な財源を確保するとともに、交付金制度の充実を図ること。

参 考

【にぎわいづくりの取組事例】

○テラス整備

整備前



整備後



○河川敷地を活用したオープンカフェ



○両国リバーセンター



【河川緑化の取組事例】

○大栗川の護岸緑化

整備前



整備後

## 6 水質浄化の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局)

良好な水質を維持し、都民が水辺に親しめるようにするため、計画的なしゅんせつについて必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

### <現状・課題>

都はこれまでに、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づき水質浄化の取組を進めてきた。

しかし、隅田川、新河岸川及び日本橋川をはじめとする感潮河川では、一部区間において河床に堆積した汚泥により水質の悪化や悪臭の発生が見られ、こうした悪臭の発生等が快適で魅力ある水辺空間の形成を阻害する要因の一つともなっている。

このため、引き続き汚泥のしゅんせつ等の水質浄化対策を進めていく必要がある。しゅんせつに当たった底質調査では、隅田川等においてダイオキシン汚染土等の有害物質が確認されており、これらの有害物質の処分のため、今後の費用の増大が懸念されている。

河川の水質改善により良好な水辺空間を創出することで、都民が水辺に親しむことができるように、計画的にしゅんせつを実施していく必要がある。

### <具体的要求内容>

計画的なしゅんせつについて必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

## 7 流域貯留浸透事業の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局・都市整備局)

流域における雨水の流出を抑制するため、グリーンインフラの導入も含めて流域貯留浸透事業の推進に必要な財源の確保、国費率の引上げ及び制度拡充を図ること。

### <現状・課題>

都は、河道などの治水施設の整備に加え、総合治水対策の一環として、流域における雨水の流出を抑制するため、都の関連施設に加え、関係区市町村とも協力して公共施設への貯留浸透施設の設置や透水性舗装の実施などを推進している。

令和3年度より、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づき指定された特定都市河川流域で実施する流域貯留浸透事業は、個別補助事業として補助率が2分の1へと引き上げられたが、特定都市河川流域以外で実施する事業の補助率は3分の1となっている。

また、令和6年度より交付金事業である流域貯留浸透事業の採択要件が、これまでの300 m<sup>3</sup>以上から、複数で500 m<sup>3</sup>以上の貯留浸透機能を持つ施設とされた。一方、特定都市河川流域で実施する個別補助事業は、これまでどおり300 m<sup>3</sup>以上となっている。

雨水流出抑制をより一層進めるために、自然環境が有する機能を社会課題の解決に活用するグリーンインフラの導入を推進する取組の加速が求められている。

### <具体的要求内容>

- (1) 流域貯留浸透施設の整備について必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京への確実な配分と国費率の引上げを図ること。
- (2) あらゆる河川において1施設300 m<sup>3</sup>未満の小規模な貯留浸透施設についても取組を推進できるよう、特定都市河川流域以外を含む個別補助事業の採択要件を緩和すること。
- (3) レインガーデンなど雨水流出抑制に資するグリーンインフラの整備について補助の対象とすること。

### 参 考

### 【整備状況】

<令和8年3月末時点>

区 分	整備状況
流域貯留浸透施設（S58～）	114か所

## 8 海岸保全事業の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局)

伊豆諸島等における海岸保全事業について必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

### <現状・課題>

我が国は、台風、地震、津波などに対し、厳しい地理的・自然条件にあることから海岸災害が多発しており、東日本大震災においても甚大な海岸災害が発生した。

また、海岸侵食も顕在化してきており、放置すれば貴重な国土が失われることになり、その保全は極めて重要である。

伊豆・小笠原諸島沿岸は、海岸背後の平坦な場所に人口・資産の多くが集中している。

また、島しょ地域沿岸は豊かな海洋自然環境が広がり、島の貴重な観光資源となっている。

このことから、自然環境へ配慮しつつ、台風、低気圧、季節風等による波浪・高潮等から人命・財産及び国土を保全するため、これまで以上に着実な海岸保全事業の推進が求められている。

このような状況の中、都は、比較的発生頻度の高い津波に対して防護機能を確保するためのハード対策や、発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対して、住民等の避難を軸にしたソフト対策を進めている。

また、平成26年6月の海岸法（昭和31年法律第101号）改正において、海岸保全施設の維持又は修繕に関する規定が明確化され、予防保全の考え方に基づいた維持管理の徹底が求められているところである。令和4年度からは個別補助制度の海岸メンテナンス事業が創設され、海岸保全施設の老朽化対策や施設機能の向上を図る整備を計画的かつ集中的に推進している。都においても、伊豆・小笠原諸島に、台風や冬季の波浪など厳しい自然条件にさらされている海岸保全施設が多数あり、計画的な維持又は修繕により、所要の防護機能を確保していく必要がある。

さらに、国は、令和2年に気候変動による影響を踏まえて海岸保全基本方針を変更しており、都においても、令和7年3月に「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」を改定した。今後は、改定した海岸保全基本計画に基づき、海岸保全事業を検討及び実施していく必要がある。

このほか、海岸の一部で侵食が見られるものの保全対象が少ないなど国の交付要件に合致しないため、侵食対策事業の実施が困難な海岸がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 海岸保全事業を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

- (2) 計画的な維持又は修繕による海岸保全施設の予防保全型管理を進めるために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (3) 伊豆諸島等は常に外洋に面しており、全国的に見ても波浪条件が厳しいという特殊性を踏まえ、侵食対策事業における採択要件を緩和すること。

参 考

【海岸施設の状況】



波浪による侵食(新島)



老朽化による施設の破損状況 (左)御蔵島、(右)三宅島



海岸侵食による汀線(海岸線)の後退(新島)

## 9 河川管理施設の点検に向けた財源確保等

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 建設局)

近年頻発する豪雨等に対しても施設の機能を確実に発揮させるため、河川管理施設の点検の着実な実施に必要な財源を確保するとともに、更なる交付金の充実を図ること。

### <現状・課題>

都がこれまでに整備した河川管理施設は、今後急速に経年劣化が進行することが想定されている。その中で、近年頻発する豪雨等に対しても、施設の機能を確実に発揮させるために、定期的な点検による施設健全度の把握が必要である。

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の改正に伴い、河川管理施設の点検は、目視により一年に一回以上の適切な頻度で行うことが義務付けられている。

一方、現時点での河川管理施設の点検に対する交付対象は、大規模な水門・ポンプ設備等の一部のみに限られている。

これらのことから、河川管理施設の点検を着実に実施していくために、財源の確保と交付金制度の充実が不可欠である。

### <具体的要求内容>

- (1) 定期点検が義務付けられた堤防等をはじめとした河川管理施設の点検に必要な財源を確保するとともに、更なる交付金制度の充実を図ること。
- (2) 堤防が存する区間に設置された水門、樋門等の点検については、機械設備等も点検の対象に含まれ、より多くの経費を要することから、必要となる財源を確保するとともに、更なる交付金制度の充実を図ること。

参 考

(1) 河川管理施設の点検事業費

【令和8年度 予算(当初)】

(単位:百万円)

区 分	事業費
河川管理施設の点検	537
堤防・護岸等点検	104
地下調節池・分水路点検(土木躯体)	10
地下調節池設備保守点検	40
水門・排水機場設備保守点検	383

(2) 河川管理施設の点検事例

○堤防・護岸の点検



堤防点検



護岸点検

○地下調節池・分水路の点検



土木躯体点検



設備点検

○水門・排水機場の点検



水門点検



排水機場点検

## 10 河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全型管理の推進

（提案要求先 国土交通省）

（都所管局 建設局）

地下調節池や分水路等の再構築が困難な河川管理施設の予防保全を目的とした補修工事等の実施に必要な財源を確保するとともに、交付金制度の充実を図ること。

### <現状・課題>

都がこれまで整備を進めてきた鉄筋コンクリートで構築された堤防・護岸をはじめとした河川構造物は、建設後相当年数が経過し、一部の施設に顕著な損傷が見受けられるようになってきた。今後は補修や更新の必要な施設が急速に増加することが想定されている。

そのため、従来の対症療法的な応急補修による管理から、施設の長寿命化及び補修費用の低減・平準化を図る予防保全型管理への転換が求められている。

特に、河川構造物の中でも地下調節池・分水路は、治水上重要な施設であるが、地下に設置されていることから再構築が困難なため、一層の長寿命化を図る必要がある。

このことから都は、平成28年3月に「河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全計画[土木構造物編]」を策定したことをはじめ、河川管理施設を対象として、予防保全型管理を導入している。

一方、河川管理施設の予防保全（長寿命化）に関する交付金は無く、補助金の対象施設は、水門やポンプ設備等の一部のみに限られている。また、平成30年度から拡充された地方交付税制度を活用した公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）においても、地下調節池や分水路等の土木構造物は対象外となっている。

今後、不交付団体である都が管理する地下調節池や分水路等の治水上重要な施設において予防保全型管理を着実に実施していくためには、財源の確保と交付金制度の充実が不可欠である。

### <具体的要求内容>

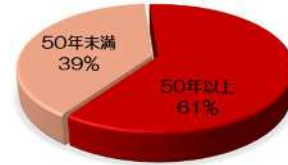
地下調節池や分水路等の再構築が困難な河川管理施設の予防保全を目的とした補修工事等の実施に必要な財源を確保するとともに、交付金制度の充実を図ること。

参 考

(1) 都管理の施設（地下調節池・分水路）の現状

【約 25 年後の状況（令和 33 年度）】

25 年後、地下調節池・分水路（全 21 施設）のうち、約 61%が完成から 50 年を経過する見込み



目黒区 1990 年完成



文京区 1971 年完成

(2) 各施設の補修工事着手時期

「河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全計画[土木構造物編]」より

施設名（分水路）※2	（令和2年度まで）	令和3～7年度	令和8～12年度
江戸川橋分水路	○		
仙川小金井分水路		○	
飛鳥山分水路	○		
高田馬場分水路	○		
三沢川分水路	○		
水道橋分水路			○
お茶の水分水路	○		
入間川分水路			○
施設名（地下調節池）※2	（令和2年度まで）	令和3～7年度	令和8～12年度
船入場調節池			○
落合調節池			○
妙正寺川第二調節池	○		
上高田調節池	○		
荏原調節池	○		
黒目橋調節池（Ⅰ）			○
黒目橋調節池（Ⅱ） ※1			
比丘尼橋下流調節池			○
神田川・環状七号線地下調節池（Ⅰ）		○	
神田川・環状七号線地下調節池（Ⅱ）		○	
霞川調節池			○
鷺宮調節池 ※1			
古川地下調節池 ※1			
善福寺川調節池 ※1			
白子川地下調節池 ※1			

※1 令和3年度の予防保全計画更新時に新たに対象とした5施設については、劣化が進行していないため、次回の健全度調査の結果により改めて判断することとする。

※2 新たな施設が建設された場合は、計画更新時に随時取り込んでいく。

### 3 東京港の高潮・地震・津波対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 港湾局)

都民の生命と財産を守り、首都東京の中核機能を確保するため、東京港における高潮・地震・津波対策を早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

#### <現状・課題>

日本の中核機能が集中する首都東京に大規模地震が発生し、海岸保全施設の機能が失われると、約300万人が暮らす沿岸部低地帯に海水が浸入し、甚大な被害を受けるおそれがある。

また、将来の気候変動に伴う海面水位の上昇や台風の強大化等による被害の拡大も懸念されている。

首都東京が機能不全に陥れば、我が国の社会・経済活動、国民生活への影響は計り知れない。

こうした状況を踏まえ、海岸の保全や防潮堤・水門等の海岸保全施設の整備に関する事項を定めた法定計画である「東京湾沿岸海岸保全基本計画[東京都区間]」に基づき、海岸保全施設の耐震性強化や気候変動の影響を考慮した機能強化を図るなど、東京港における高潮・地震・津波対策を強力・早急に推進する予定である。

#### <具体的要求内容>

最大級の地震や台風に備え、水害から都民の生命・財産、首都東京の中核機能を守るため、新砂水門などの耐震性強化や気候変動の影響を考慮した京浜運河沿いの防潮堤の嵩上げなど、東京港における高潮・地震・津波対策を強力・早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

## 4 大規模水害対策の推進【最重点】

### 1 大規模水害対策の推進

(提案要求先 内閣府・国土交通省)  
(都所管局 総務局・建設局)

人口や産業が集積した首都圏では、荒川や利根川、多摩川等の国が管理する大河川が氾濫し、大規模水害が発生した場合には、被害が甚大となるため、国が責任を持って、大規模水害対策を確実に推進すること。

#### <現状・課題>

平成27年の関東・東北豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風による豪雨、令和2年7月豪雨など、近年、各地で大規模水害が発生している。都内においても、令和元年東日本台風により多摩川がいつ水し、浸水被害が発生するなど大規模水害の危険性は増している。こうした膨大な避難者や甚大な経済被害が想定される大規模水害については、荒川や利根川などの大河川を管理する国が、責任を持って地方自治体を越えた総合的な対策に取り組むことにより、被害の軽減等を確実に推進することが極めて重要である。

国は、平成28年6月に中央防災会議防災対策実行会議の下に、「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を立ち上げ、平成30年3月に報告書を公表し、洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的考え方を示した。この報告書を踏まえ、首都圏における大規模水害時の広域避難の実装に向け、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担の在り方について検討するため、同年6月、内閣府と都が共同で「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を設置した。同検討会は、令和3年6月に「大規模水害時における住民避難の考え方と今後の取組方針」を取りまとめ、広域避難だけではなく、現実的に対応可能な複数の避難行動を組み合わせて、大規模水害時の住民避難を検討していくことが重要とし、さらに、安全な避難先として、親戚・知人宅等の避難先を住民が自ら確保し、自主的に避難することを強く推奨するとした。そして、令和4年3月には、同検討会の報告として「広域避難計画策定支援ガイドライン」を取りまとめ、今後は、同ガイドラインに基づき、避難手段・誘導等を踏まえた広域避難計画を策定することとした。

令和4年6月には、同ガイドラインを踏まえ、広域避難計画等の策定に向けた具体的な検討を行うため、内閣府と都が共同で「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」を設置し、令和5年3月には、広域避難先の開設運営方法等の具体化や、適切な避難行動につながる情報発信・伝達の在り方に関する検討成果を報告書として取りまとめた。令和6年3月には、避難までのリードタイムが長く、かつ関係機関が行政、交通事業者、報道機関等と多岐にわたる広

域避難の特殊性を踏まえ、全ての機関が共通認識の下、各々が実施する対応、行動についてタイミング、内容を共有するためのタイムラインを取りまとめた。令和7年3月には、行政区域を越える住民の避難が必要な自治体が策定する広域避難計画のベース（ひな型）となる「首都圏大規模水害広域避難計画モデル」を取りまとめた。

令和7年7月、同モデルを踏まえ、都及び都内自治体等が予定する東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難に係る計画や、要領等の策定又は改定に資する検討などを行うことを目的に、都は、都内自治体や関係機関を構成員等とする「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」を設置した。同検討会において、都の広域避難計画である「東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難対処要領」の策定に向けた検討を進めている。

広域避難計画の策定に当たっては、引き続き、避難手段の確保や住民の避難誘導、広域避難情報の発信方法等を整理していく必要がある。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 大規模水害時において、東京東部低地帯からの百万人単位の行政区域を越える避難は、地方自治体だけでは十分な対応が困難な課題であり、令和元年東日本台風で顕在化した事象も踏まえ、避難手段の確保や誘導等、国は強いリーダーシップを持って対策を推進すること。
- (2) 大規模水害対策に係る現行制度の改善や新たな仕組み・体制を構築する場合には、地方自治体の意見を十分に取り入れること。  
また、地方自治体などが行う新たな対策については、必要な財源などの措置を講じること。
- (3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）において、防災基本計画に明記している「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本原則を明確にするとともに、居住地域の災害リスクに関する情報の把握や、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先の確保についても住民の責務と明示するなどの改正を行うこと。
- (4) 荒川水系河川整備計画に記載された調節池群や京成本線荒川橋梁<sup>りょう</sup>架替、多摩川緊急治水対策プロジェクトに位置付けられた河道掘削など、大河川の氾濫を防止する治水対策の着実な推進とともに、既存施設の維持管理を適切に行うこと。
- (5) 荒川や利根川など大河川の洪水や、高潮による氾濫が発生した場合、東部低地帯が広範囲かつ長期間浸水するおそれがあるため、早期の排水に向け、体制の充実を図ること。

## 2 荒川第二・第三調節池の整備推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局)

首都圏の洪水被害の防止・軽減を図る、荒川第二・第三調節池の整備を積極的に推進すること。

### <現状・課題>

荒川は、その氾濫原内に人口・資産が集積している東京都及び埼玉県を貫流する国土管理上最も重要な河川の一つであり、大規模な氾濫が発生した場合には、首都圏に甚大な被害を与えることとなる。

「荒川水系河川整備計画」においては、戦後最大洪水である昭和22年9月洪水（カスリーン台風）と同規模の洪水が発生しても災害の発生を防止することを整備水準の目標としている。計画では基本高水のピーク流量11,900 m<sup>3</sup>/s（岩淵地点）に対し、洪水調節施設により5,700 m<sup>3</sup>/sを調節することとしているが、現在完成した4施設（荒川第一調節池、二瀬ダム、浦山ダム及び滝沢ダム）だけではいまだ洪水調節量が不足している状況にある。このため、令和3年12月には荒川水系治水協定を見直し、荒川第一調節池内の荒川貯水池において更なる事前放流による洪水調節が可能となった。

荒川第二・第三調節池は、荒川の氾濫を防止し、下流に位置する首都東京の洪水被害の軽減を図るため、極めて重要な施設であり、着実な整備が必要である。

また、令和12年度の完成に向けて工事を進める中で、段階的な効果発現を図るため、既存の横堤等を活用し、約1,200万m<sup>3</sup>の洪水調節容量を確保している。

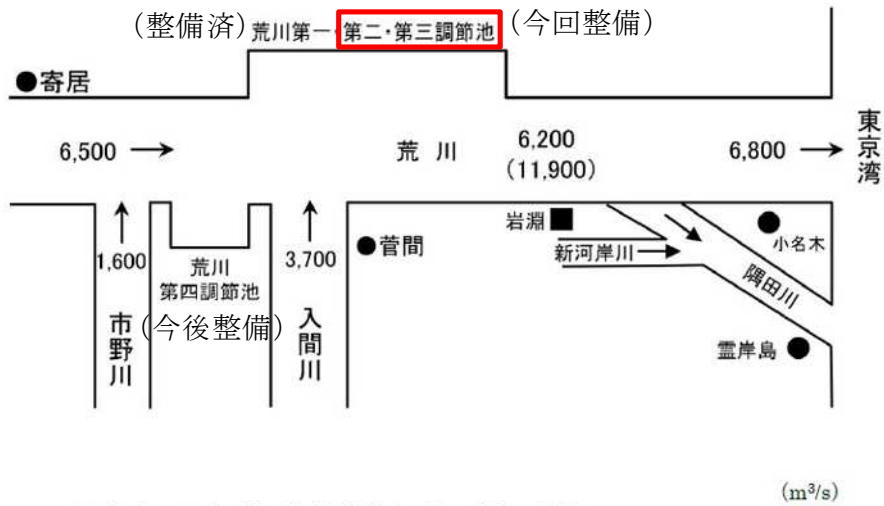
令和8年度は囲ぎょう堤の築堤工事等を施工しており、引き続き、流域の安全性の早期向上に向け、取り組んでいく必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 荒川の氾濫を防止し、首都東京の洪水被害を軽減する荒川第二・第三調節池の整備を着実に推進し、流域の安全性を早期に向上させること。
- (2) 事業の実施に当たっては、徹底したコスト縮減に努めること。

参 考

【流量配分図】（荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更）令和2年9月）



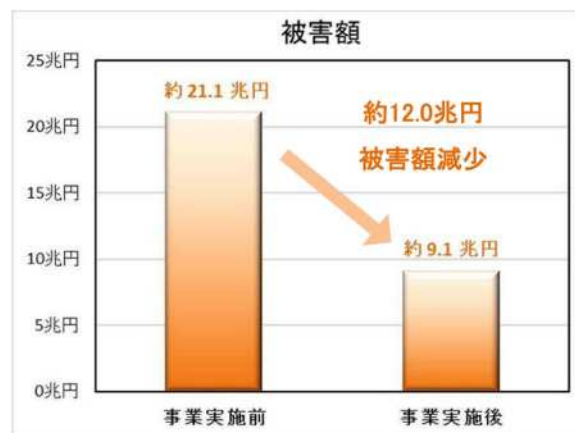
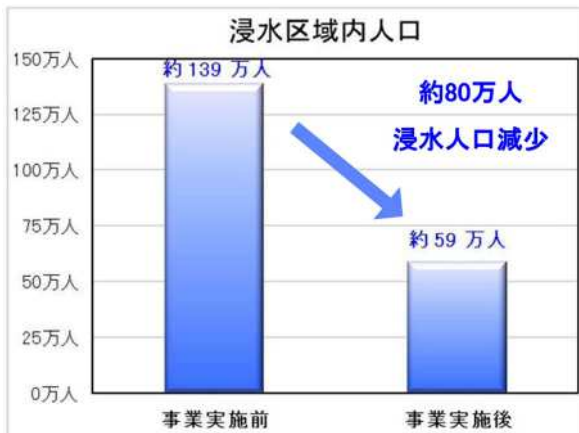
※（ ）は、ダム等の洪水調節施設がない場合の流量

【整備効果（整備計画規模 1 / 100）】

荒川直轄河川改修事業（荒川第二・第三調節池）＜大規模改良工事＞  
事業再評価時 説明資料



⊗: 想定した破堤点



### 3 京成本線荒川橋梁<sup>りょう</sup>架替事業の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局)

首都東京の洪水被害の防止・軽減を図る京成本線荒川橋梁<sup>りょう</sup>架替事業を積極的に推進すること。

#### <現状・課題>

荒川下流部の東部低地帯に位置する京成本線荒川橋梁<sup>りょう</sup>周辺の堤防は付近に比べて低くなっている。

本橋梁<sup>りょう</sup>周辺の江東五区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区及び江戸川区）には、約250万人の都民が生活しており、人口・資産が高度に集積する地域となっていることから、ひとたび大規模な氾濫が発生した場合には、その被害は極めて甚大なものとなる。

令和3年10月には、架け替え完了までの間の応急的な対策として、堤防切り欠き部にパラペットが整備され、令和5年2月に橋梁<sup>りょう</sup>基礎工などの架替工事に本格的に着手されたところである。首都東京の洪水被害の防止・軽減を図るためには、本橋梁<sup>りょう</sup>を架け替え、必要な堤防高を確保していくことが急務であることから、引き続き、事業効果の早期発現に向けて取り組んでいく必要がある。

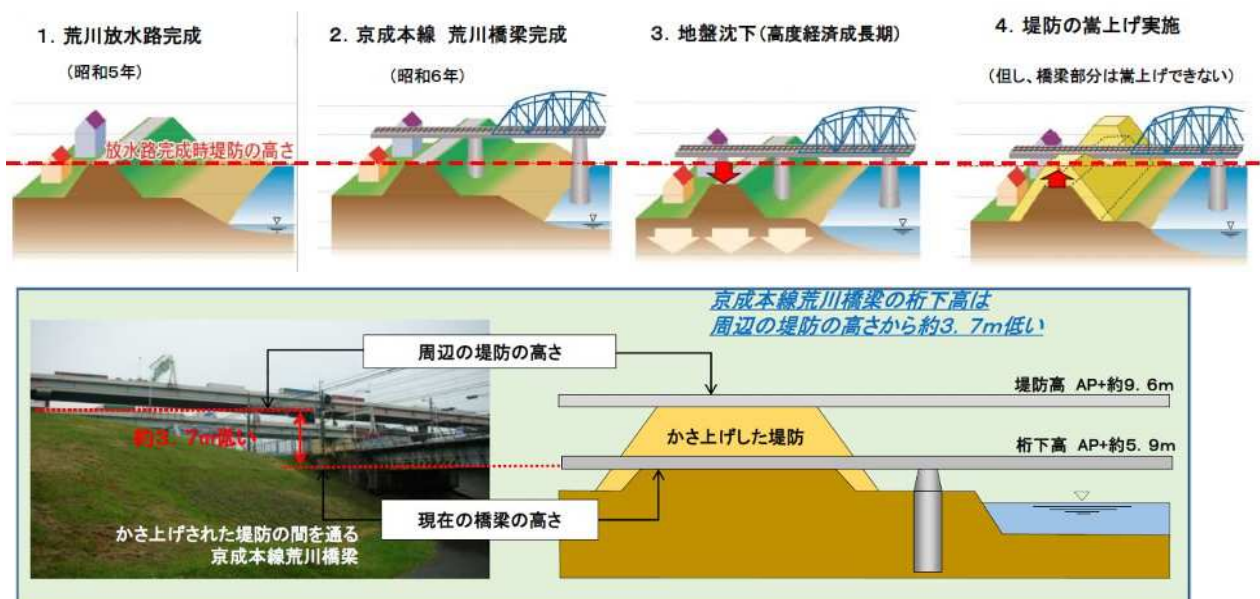
#### <具体的要求内容>

- (1) 京成本線荒川橋梁<sup>りょう</sup>架替事業を推進し、事業効果の早期発現を図ること。
- (2) 事業の実施に当たっては、工期を遵守し着実に事業を進めるとともに、事業完了まで徹底したコスト縮減に努めること。

#### 参 考

#### 【荒川下流特定構造物改築事業 事業再評価資料（令和3年12月1日）】

(上：変遷、下：橋梁周辺の状況)



## 4 高規格堤防事業の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局・都市整備局)

首都圏の洪水や地震に対する安全性を高め、まちづくりにも寄与する高規格堤防事業を着実に推進すること。

### <現状・課題>

直轄管理河川における高規格堤防事業は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いため、震災対策としても有効である。

東京は、河川の氾濫原に多くの人口・資産等が集積しており、東部低地帯に300万人が暮らしているなど、水害から都民の命と暮らしを守るためには堤防の安全性向上は特に不可欠である。

現在、篠崎公園地区（江戸川）や新田一丁目地区（荒川）、西新小岩地区（荒川）において事業が進められているが、首都東京の安全性を高めていくためには、今後も積極的に事業を推進していく必要がある。

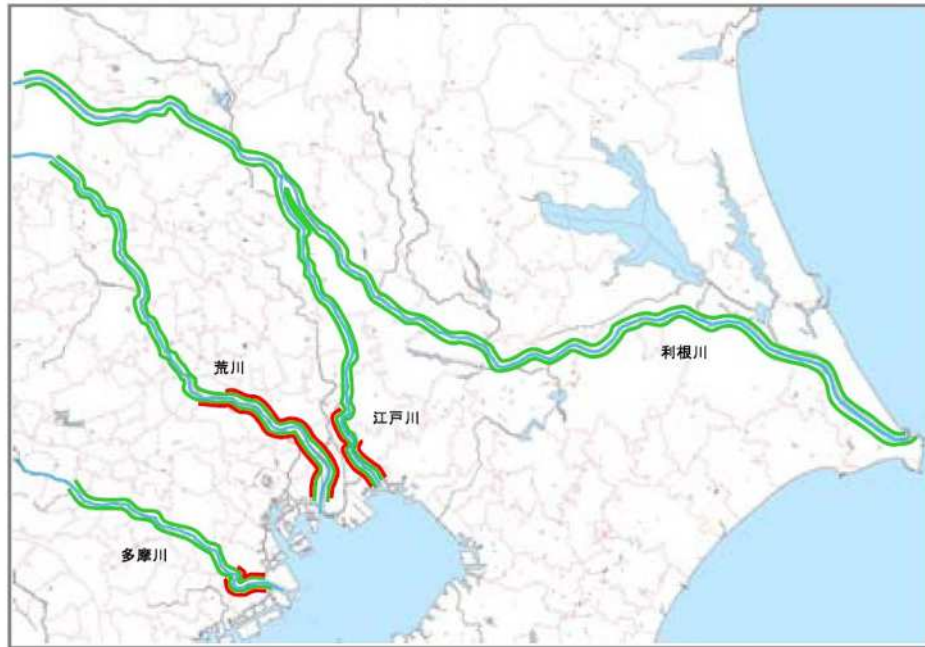
また、現行の直轄事業負担金の負担割合は3分の1と、一般的な河川改良事業並の負担割合となっている。一方で、例えば、道路事業では、高速道路の負担金（新直轄方式）について都県の負担は4分の1となっている。

### <具体的要求内容>

- (1) 地震や豪雨による水害から都民を守るため、土地区画整理事業等と連携し、早期の事業着手と一層の整備促進を図ること。
- (2) 高規格堤防事業の実施に当たっては、地元の意見聴取を丁寧に実施するとともに共同事業者に必要な説明責任を果たし、コスト縮減に努めること。
- (3) 高規格堤防事業の直轄事業負担金について、負担軽減を図ること。

参 考

【高規格堤防事業対象河川図（首都圏）】



※出典：平成24年度予算決定概要

【高規格堤防断面図（イメージ）】



【直轄事業負担金の負担率】

直轄事業		国	都県
河川事業	その他の改良事業 (高規格堤防事業含む)	2 / 3	1 / 3
	大規模改良事業	7 / 10	3 / 10
道路事業	高速自動車国道 (新直轄方式)	3 / 4	1 / 4
	一般国道 (直轄国道)	2 / 3	1 / 3

## 5 災害対策としての高台まちづくりの促進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局)

低地部において、土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施など、高台まちづくり（高台・建物群）を促進するために必要な措置を講じること。

### <現状・課題>

近年の気候変動により水害が激甚化していること等を踏まえ、防災まちづくりを強力に推進していくため、令和2年1月に国と都により「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」を設置した。会議では、まちづくりによる高台化の推進や、再開発事業による避難スペースを上部階に確保した建築物の整備など、幅広く検討を進め、同年12月に取りまとめとなる「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を公表した。翌年3月、高台まちづくり（高台・建物群）の推進に向け、ビジョンで取りまとめた方策の具体化を図るため、連絡会議の下に、地元区も含めた「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」を設置し、地域の避難計画とも連携しながら、モデル地区ごとに検討を行っている。令和8年3月の第6回「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」において7カ所の新規モデル地区追加、段階的整備目標設定や新規補助の創設を盛り込んだ「災害に強い首都「東京」形成ビジョン（改定）」案を公表した。

都においては、令和5年末「TOKYO強靱化プロジェクト *upgrade I*」を公表し、荒川・江戸川・多摩川の破堤を想定した備えとして、短期から長期までを見据えて高台まちづくりを推進していくこととした。また、国においては令和5年7月に「国土強靱化基本計画」が改定され、首都圏等の日本経済を支える大都市を壊滅的な水害から守るため、ゼロメートル地帯等における高規格堤防の整備推進などが位置付けられた。

高台まちづくりの手法の一つである高規格堤防整備の推進には土地区画整理事業等との連携が有効であるが、実施に当たっては、住民等との合意形成や、土地区画整理事業施行者の財政的負担などの課題がある。このため、先行する篠崎地区をモデルに事業スキームを構築することで、他のモデル地区における取組も推進していく。

また、避難スペースを確保した建築物等の整備・確保等による建物群の形成については、自然災害が発生した場合における居住者等の安全確保のために必要な施設整備に対する支援制度として、令和3年度に「都市安全確保拠点整備事業」が創設された。

さらに、浸水切迫時の垂直避難先となる建物内避難者受入れスペースの整備に対する既存の補助制度である「一時避難場所整備緊急促進事業」を含む形で、避難経路となるデッキの整備、被害軽減のための浸水対策改修など、住宅市街地における水害対策を総合的に支援する「住宅市街地総合整備事業（水害対策型）」

が令和8年度に新たに創設された。

その大半が浸水区域となる東部低地帯等の各区においては、水害時の避難スペースとなる高台確保に向け、こうした事業の適用を速やかに図っていくことが求められている。

引き続き、地元自治体も含めた事業者への支援については高台まちづくりの推進につながられるよう、国や地元自治体と連携してモデル地区等での具体的な取組の中で生じた意見や課題等を踏まえ、速やかに制度の充実を図っていく必要がある。

加えて、公共施設等での避難スペースの整備・確保の推進に当たっては、高速道路高架部を緊急安全確保先の一つとして一時的に活用できるよう、都、高速道路会社及び地元区と協定を締結し、本取組の実行性を確認し、取組の熟度を高めている。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施を一層促進するため、以下の措置を講じること。特に、先行する江戸川区篠崎地区においては事業化に向けた具体的な取組を進めること。
  - ① 地元自治体の意向や高台の不足状況を踏まえ、高規格堤防を都市計画に位置付ける等の河川事業が先導して高台まちづくりが進められる実効力のある仕組みを活用し、モデル地区等での事業化に向けて連携すること。
  - ② 住民等の合意形成が円滑に進められるように、高規格堤防整備事業に係る地権者の直接移転先となる種地の確保を河川事業側でも行うこと。
  - ③ 高規格堤防整備事業と土地区画整理事業等の一体実施における費用負担の在り方について検討すること。
  - ④ 川裏法面の宅地としての利用や、堤防天端道路の建築基準法上の道路としての活用を可能とすること。
  - ⑤ 高規格堤防整備事業と一体的に実施する土地区画整理事業において、住民等の合意形成が円滑に進められるように高規格堤防整備事業の用に供するため使用された土地での建替家屋に対する不動産取得税及び固定資産税（家屋）の減税措置については、引き続き期間延長及び恒久化について検討すること。
- (2) 「都市安全確保拠点整備事業」及び「住宅市街地総合整備事業（水害対策型）」については、地元自治体も含めた事業者への支援については高台まちづくりの推進につながられるよう、支援対象の拡大や予算確保を行うとともに、モデル地区等における高台まちづくりの具体的な取組の中で生じた意見や課題なども踏まえ、地域特性を踏まえた支援についても引き続き検討を行うこと。
- (3) 大規模水害時において、高速道路高架部を緊急安全確保先の一つとして一時的に活用できるようになったが、引き続き、都、高速道路会社及び地元区等と連携すること。

## 6 大規模水害時における排水対策の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 建設局・港湾局・下水道局)

東部低地帯における高潮や荒川の洪水等による大規模水害時において、迅速な救助、早期復旧・復興に向けた排水対策を、都と連携して推進すること。

### <現状・課題>

東京の東部低地帯では、地盤面が海面又は河川水位よりも低い地域が広範囲に広がっているため、高潮や洪水等により、大規模な水害が発生すると、長期間にわたり浸水が継続することが想定される。

このため、都は、「大規模水害時の排水作業準備計画検討委員会」を設置し、国が策定した荒川や利根川などの排水作業準備計画と整合を図りつつ、高潮浸水想定区域図に基づく「東京都における排水作業準備計画」を令和4年8月に公表した。大規模水害発生時には、これらの準備計画を踏まえた排水計画を作成し、排水作業を実施することとしている。

また、大規模水害時にも必要な排水施設となる排水機場等について、耐震・耐水対策を推進するなど、浸水期間の短縮に向けた取組を進めている。

大規模水害発生後、早期に復旧・復興を図るには、速やかな排水により浸水を解消することが重要であるため、国と都が連携して、排水対策を進めていく必要がある。

### <具体的要求内容>

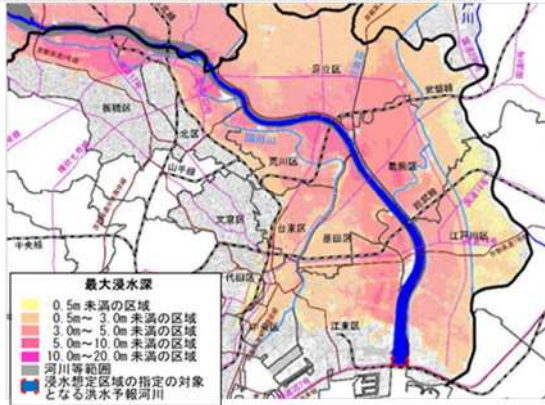
- (1) 大規模水害時においては、国が主導し都と密に連携を図り、排水計画に基づき速やかに排水を実施すること。
- (2) 大規模水害発生後、速やかに浸水が解消できるよう、国が管理する排水機場の増強について検討すること。
- (3) 浸水期間の短縮に必要な排水機場等の耐水化などについて、財源の措置や技術的支援を講じること。

参 考

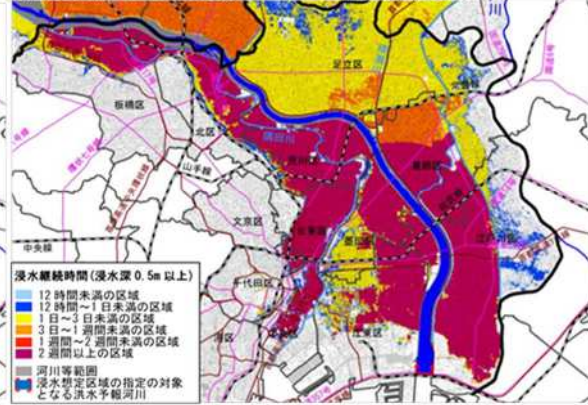
【荒川洪水浸水想定区域図（平成 28 年 5 月）】

災害に強い首都「東京」形成ビジョン 参考資料（令和 2 年 12 月）より

荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

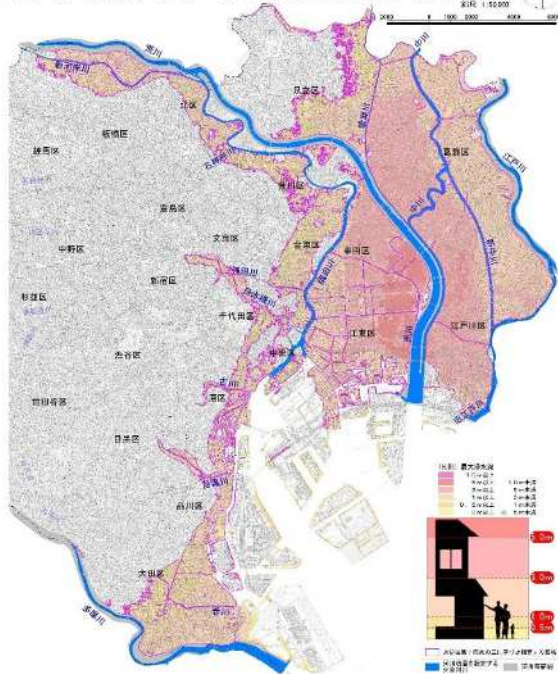


荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

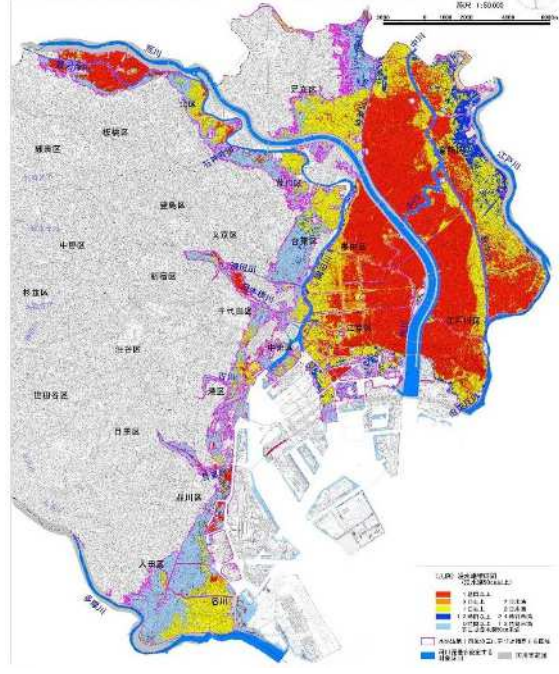


【東京都高潮浸水想定区域図（令和 6 年 12 月）】

東京都高潮浸水想定区域図〔想定最大規模〕（浸水深）



東京都高潮浸水想定区域図（浸水継続時間）



## 5 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

危険な盛土等による災害を防止するため、新たな法制度の実効性の担保に向け、必要な措置を講じること。

### <現状・課題>

我が国は有史以来、地震や台風など数多くの自然災害に見舞われてきた。そうした中、令和3年7月には静岡県熱海市で記録的な大雨の際に土石流が発生し、上流部の建設工事等により発生した土砂等が含まれる盛土の崩壊が被害を拡大させたことなどにより、国民には、土砂災害、中でも特に盛土の安全性に対する懸念がある。

- (1) こうした背景を受け、令和5年5月には、危険な盛土等を全国一律で規制する盛土規制法（昭和36年法律第191号）が施行された。都は、令和6年7月に新たな法制度に移行しており、危険な盛土等への適切な対応として、これまで規制の対象外となっていた盛土等を含め、迅速に行政指導・処分を行い、土地の所有者、管理者及び占有者（以下これを「土地所有者等」という。）に災害防止措置を求めていく必要がある。
- (2) 盛土造成地においては、造成後に売買されることが多く、土地取得者に施工内容等の情報が引き継がれておらず、管理が適正にできない、認識がないなどの場合がある。特に、宅地分譲などでは同一の盛土造成地が複数の土地所有者にまたがるケースが多く、個々の土地所有者だけでは対応が困難である。盛土造成地を適正かつ長期的に維持保全するためには、土地所有者等が盛土造成地の施工内容等の情報を把握し、宅地分譲地においては土地所有者等の間で情報が共有され、管理に取り組んでいく必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 地方公共団体が適切に危険な盛土等に対応できるよう、以下の措置を講じること。
  - ① 土地所有者等又は原因行為者の資力の不足により代執行に係る費用を求償できない場合に備え、企業・団体からの出えんを含む基金（廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）第13条の15に類似規定有）を創設すること。
  - ② 旧規制区域外における既存擁壁を有する盛土等は、災害防災措置が十分でないこともあるため、宅地耐震化推進事業における宅地擁壁等の防災対策を拡充し、応急復旧工事だけでなく対策工事を補助対象とすること。
  - ③ 土砂等の無許可の盛土や投棄を防止するため、デジタル技術を活用して埋立て・投棄行為等を監視できるシステムや違反情報を共有する仕組みの構築について検討すること。

(2) 土地所有者等が適切に盛土造成地の保全を図るよう、以下の措置を講じること。

- ① 盛土造成地の売買において、施工内容等の土地の管理に必要な情報が土地取得者に引き継がれるよう、制度の整備を図ること。
- ② 盛土造成地の土地所有者等が一団の土地を連帯して維持管理するための制度の整備を図ること。

## 6 利水・治水対策の推進等

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局・建設局・水道局)

「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」、「利根川水系河川整備基本方針」及び「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」に基づき、必要とされるダムや導水路の事業を一日も早く完了させるとともに、徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。

### <現状・課題>

都は、渇水や洪水に対する安全性を向上させるため、利水・治水対策の促進に努めている。

国は、近年の降雨状況から、ダム等から安定的に供給できる水量が、当初計画よりも低下していると明言しており、今後は気候変動の進行により、更に供給できる水量が低下し、これまで経験したことのない厳しい渇水の発生も懸念される。また、近年、激甚化・頻発化する水害や、切迫性が指摘される首都直下地震などの大規模自然災害、施設の老朽化等のリスクに対応する必要がある。

このため、安定給水の確保に不可欠である霞ヶ浦導水事業及び治水に対する安全性を向上させる思川開発事業の早期完成が必要である。また、既存施設においては、耐震性を確保し、用水の安定供給を図る利根川河口堰における大規模地震対策事業の早期完了が求められる。さらに、利根川水系の治水計画については、令和7年度に有識者会議等が設置され、八斗島上流域における対策検討が進められている。

これらの事業は、完成までに長期間を要するとともに、多大な費用を要することが大きな課題となっている。

### <具体的要求内容>

首都東京の都民生活や都市活動に支障を来すことのないよう、将来の気候変動や災害等のリスクを踏まえ、霞ヶ浦導水事業、思川開発事業及び利根川河口堰大規模地震対策事業について、必要な予算の確保を図り一日も早く事業を完了させるとともに、徹底したコスト縮減による事業費の圧縮に努めること。

参 考

(1) 水源施設の早期完成

【利根川・荒川における渇水状況】注) ( ) は自主節水

年 度	制限期間	日 数	最大制限率(%)	
			取水制限	給水制限
H 6	7/15～9/19	67	30	15
H 7 (冬)	H 8/1/12～3/27	76	10	(5)
H 8	8/13～9/25	44	30	15
H 8 (冬)	H 9/2/1～3/25	53	10	—
H13	8/10～27	18	10	(5)
H24	9/11～10/3	23	10	—
H25	7/24～9/18	57	10	—
H28	6/16～9/2	79	10	(5)
H29	7/5～8/25	52	20	—

※利根川水系は8ダム体制(H4)、荒川水系は4ダム体制(H22)以降

【都関連水源施設の完成予定】

施設名	完成予定年度	開発予定水量(万m <sup>3</sup> /日)
霞ヶ浦導水	R12	12

【都関連水源施設に関する大規模地震対策事業の完成予定】

施設名	完成予定年度
利根川河口堰大規模地震対策事業	R20

(2) コスト縮減の充実

【都関連施設整備の残事業費】

単位：億円

施 設	総事業費 ( ) 内は都負担 ※1			工期
		～R 6	R 7～	
霞ヶ浦導水	2,625 (96)	1,963 (69)	662 (27)	R12まで
思川開発	2,100 (115)	1,592 (99)	508 (16)	R10まで (R8概成)
利根川河口 堰大規模地 震対策	550 (214)	13 (0※2)	537 (214)	R20まで

※1 都負担額は国庫補助を除いたもの

※2 都負担額は、事業完成後に割賦払いで実施するため

## 7 下水道施設の老朽化対策・震災対策などの推進

### 1 下水道施設における老朽化対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 下水道局)

- (1) 下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保していくため、全国特別重点調査に関する対応や下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
- (2) 「重要下水道管路更新事業」について、告示に規定される補助対象範囲及び緊急度によらず、全ての重要管路を対象とする恒久的な制度へ拡充すること。

#### <現状・課題>

東京都では、日頃の巡視と下水道管の内部をテレビカメラ等で確認し状態に応じた補修を実施するとともに、下水道施設の老朽化対策と併せて雨水排除能力の増強や耐震性の向上等を図る再構築を推進している。加えて、水位が高い幹線では、再構築に先行して、下水の流れを切り替え、水位を下げる代替幹線の整備も推進している。

東京都区部では、延長約 16,000 kmにも及ぶ下水道管を管理する中、法定耐用年数 50 年を超えた下水道管の延長が既に全体の約 26%に達し、再構築を行わない場合、今後 20 年間で約 69%まで急増する。また、約 8 割が合流式下水道であるため、下水道管の老朽化は、汚水処理機能の低下による住民生活や社会経済活動への甚大な影響のみならず、雨水排除機能の低下による浸水リスクの増大にもつながる。あわせて、水再生センター・ポンプ所等についても、98 施設のうち約 5 割が稼働から 50 年を経過している。

多摩の流域下水道でも、事業開始から 50 年を経過し、施設の老朽化が進んでおり、水再生センター・ポンプ所に加え、流域下水道幹線の老朽化対策などにより一層取り組む必要がある。

都における下水道工事は、用地の確保や地下埋設物がふくそうしている等、事業者間の調整や工事の施工が非常に困難であり、事業の着手・完了までに多くの費用と期間を要するため、財源の中長期的な確保が不可欠である。このような中、下水道施設の老朽化対策は、令和 7 年 6 月 6 日に閣議決定された「第 1 次国土強靱化実施中期計画」において、ライフラインの強靱化に関する施策として位置付けられた。

この計画では、令和 7 年 1 月 28 日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けて実施している全国特別重点調査の対象となる下水道管の健全性確保などが

盛り込まれているが、全国の調査対象延長約 5,000 km に対して東京都区部・流域は約 530 km であり、約 1 割を占める膨大な延長の下水道管が対象とされている。令和 7 年 6 月に閣議決定された第 1 次国土強靱化実施中期計画においても、ライフラインの強靱化に関する施策として位置付けられており、都において、引き続き老朽化対策を推進していくためには、より一層の財源確保が必要となる。

さらに、多摩地域における流域下水道幹線の多くは分流式下水道であり、常に管内水位が高く、再構築や維持管理を着実に進めるため、下水道の流れを切り替える代替幹線の整備が必要である。事業を推進する上で国費は必要不可欠であるが、必要額が配分されない場合、都のみならず市町村にとっても大きな負担となり、更新財源の確保が難しくなる。

下水道管の改築に対する国費は、都市の規模別に口径や下水排除面積等が交付対象要件として定められており、人口が多い都市ほど老朽化対策を計画的に推進するための財源確保が難しい状況となっている。

令和 8 年度より、重要管路の改築更新を支援する補助事業として「重要下水道管路更新事業」が創設された。本事業においては、全国特別重点調査により「緊急度 I」と判定された管路について、告示に規定される補助対象範囲に関わらず、全て補助対象範囲となるが、「緊急度 I 以外」と判定された管路については、告示に規定される補助対象範囲が適用される。計画的に下水道管の再構築事業を推進するためにも、告示に規定される補助対象範囲および緊急度に関わらず、全ての重要管路を対象とする恒久的な制度へ拡充することが求められている。

#### < 具体的要求内容 >

下水道サービスの継続的かつ安定的な提供のためには、法の規定に基づき国の責務としての国費負担が不可欠である。

- (1) 今後も、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保していくため、全国特別重点調査に関する対応や下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し、必要額を確実に配分すること。流域下水道においては、費用負担を行う市町村の理解を得る上でも国費財源は不可欠であり、代替幹線の整備などの老朽化対策にかかる財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
- (2) 令和 8 年度に創設された「重要下水道管路更新事業」の要件として、告示に規定される補助対象範囲及び緊急度に関わらず、全ての重要管路を対象とする恒久的な制度へ拡充すること。

#### 参 考

##### ○関係法令

##### 1 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

（国及び地方公共団体の責務）

##### 第 14 条の 5

- 3 国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

2 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）

（公共下水道、流域下水道及び都市下水路に関する費用の補助）

第 34 条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

3 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）

（国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費）

第 10 条の 2

地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従って実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

3 重要な都市計画事業に要する経費

※都市計画事業である下水道事業への補助については、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理

4 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）

（国庫補助）

第 24 条の 2

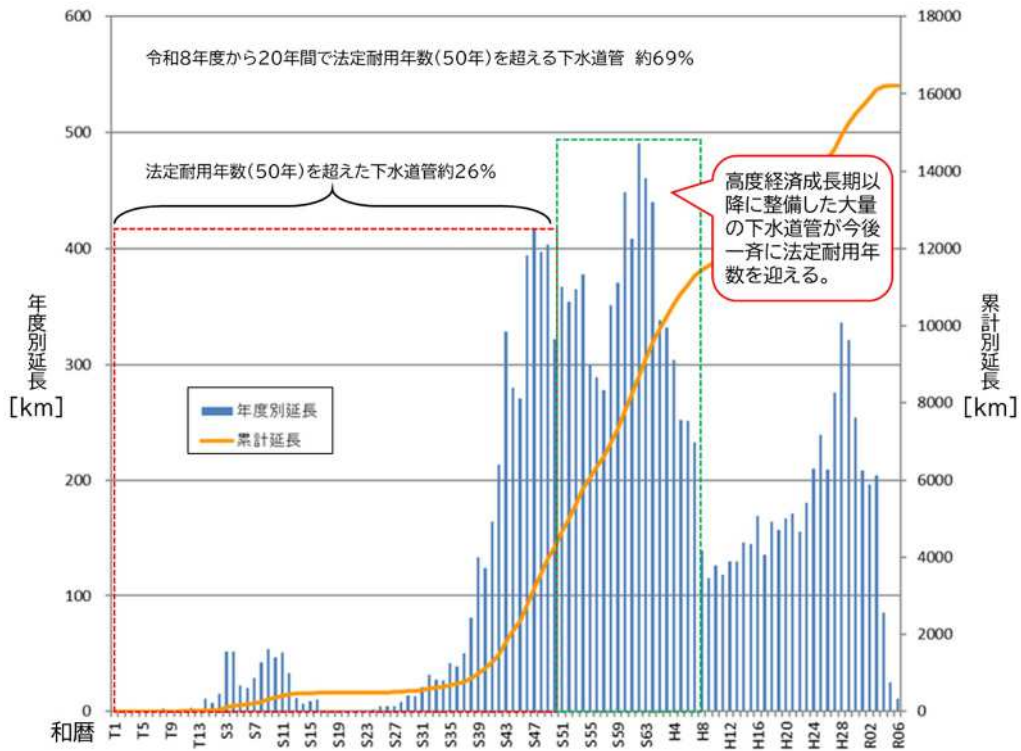
2 前項第 1 号に規定する主要な管渠の範囲は、公共下水道を合流式と分流式とに区分して、管渠の口径、予定処理区域又は予定排水区域の面積、当該管渠の下水排除面積又は下水排除量等を基準として国土交通大臣が定めるものとする。

5 下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に基づき定める件（昭和 46 年建設省告示第 1705 号（最終改正令和 3 年告示第 289 号））

第 6 項

令第 24 条の 2 第 2 項の規定により国土交通大臣が定める主要な管渠の範囲は、（中略）別表に定める基準による。

【東京都区部における更新時期を迎えた下水道管(年代別建設状況)】



【老朽化した下水道管の再構築、水再生センター】



老朽化した下水道管の再構築



老朽化した水再生センター

【管内水位が高い流域下水道幹線】



## 2 下水道施設における震災対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 下水道局)

- (1) 下水道施設における震災対策事業の推進に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
- (2) 今後も下水道施設の震災対策事業を計画的かつ着実に実施できるよう、下水道総合地震対策事業の交付対象及び下水道基幹施設耐震化事業の補助対象の拡充を行うこと。

### <現状・課題>

首都直下地震などの大規模地震の発生時に備え、震災対策を推進することで、下水道機能を確保するとともに緊急輸送道路などの交通機能を確保する必要がある。

現在、都では、想定される最大級の地震動に対して、最低限の下水道機能に加え、水処理施設の流入きよ、導水きよ、放流きよ、吐口及び汚泥処理関連施設を対象に対策を進めている。また、停電時にも下水道施設を安定的に運転するため、必要な電力を発電できる非常用発電設備を全ての施設で整備するとともに、電源や燃料の多様化を図っている。

さらに区部では、一時滞在施設、災害拠点連携病院及びホテル・旅館等の宿泊施設などの排水を受け入れる下水道機能や緊急輸送道路、無電柱化道路及び震災時に消防車両が通行可能な道路などの交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化、液状化によるマンホールの浮上抑制対策及び液状化による土砂流入防止対策を推進している。

令和7年度末で、避難所や災害復旧拠点などの排水を受け入れる下水道管の耐震化等を実施した施設は、「東京都下水道事業 経営計画 2026」で定めた到達目標の対象施設7,530か所に対し、約7割に当たる累計5,547か所で対策を完了している。

このような中、下水道施設の耐震化は、令和7年6月6日に閣議決定された「第1次国土強靱化実施中期計画」において、ライフラインの強靱化に関する施策として位置付けられた。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震は、能登地方の広い範囲で震度6弱から震度7までの揺れを観測し、下水道施設にも被害をもたらした。国の上下水道地震対策検討委員会の報告では、震災対策が講じられている施設では、致命的な被害がないことが確認され、対策が効果的であったことが示されており、都としては、引き続き現在行っている震災対策を加速する必要がある。加えて、能登半島地震など大規模震災が発生するたびに、避難所などの生活環境が問題とされ、都では、この状況を変えるべく、東京トイレ防災マスタープランを策定した。このプランを踏まえて、区が災害用トイレ空白エリアの解消に向けたトイレ確保・

管理計画を策定した場合には、計画の着実な推進のため、区の要望に基づき必要な下水道管の耐震化を拡大していく必要がある。今後も、下水道施設の震災対策を推進し、首都機能を維持していくとともに、都民の安全・安心を支える下水道サービスを提供するためには、より一層の財源確保が不可欠である。

一方、下水道総合地震対策事業の交付対象及び令和7年度に新たに創設された下水道基幹施設耐震化事業の補助対象は、下水道システムの「急所」となる施設及び避難所等の重要施設に接続する上下水道管路・ポンプ施設の一体的な耐震化とされている。このため、区の要望に基づき、トイレ確保・管理計画に位置付けられた施設において、災害用トイレの配備箇所が路上等になる場合は、重要施設への位置付け及び上下水道管路の一体的な耐震化が困難となることから、下水道管の耐震化が交付対象に該当しないこととなる。

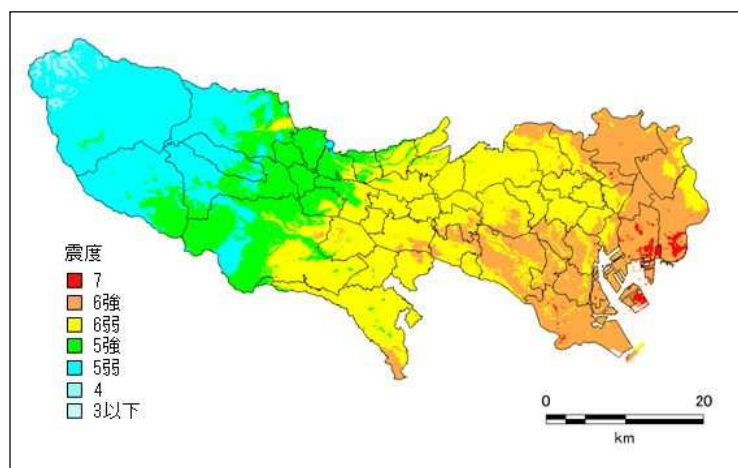
引き続き下水道施設の震災対策事業を計画的かつ着実に実施できるよう、各事業の制度拡充が必要である。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 下水道施設における震災対策事業の推進に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
- (2) 今後も下水道施設の震災対策事業を計画的かつ着実に実施できるよう、下水道総合地震対策事業の交付対象及び下水道基幹施設耐震化事業の補助対象の拡充を行うこと。

### 参 考

#### 【首都直下地震の想定される震度分布】



東京湾北部地震【M7.3】

#### 【被害発生状況（東日本大震災）】

接続部の破損（新木場）



液状化による浮上（新木場）



【被害発生状況（能登半島地震）】

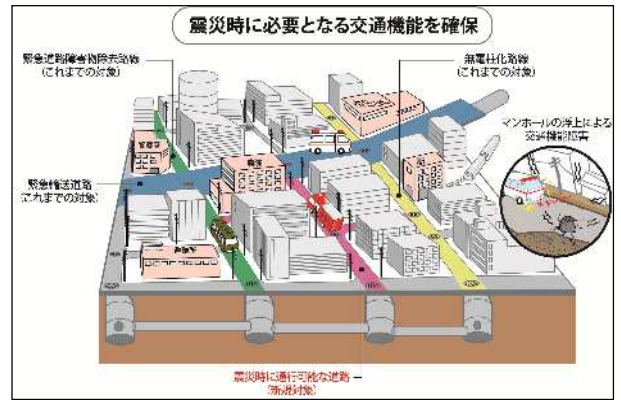
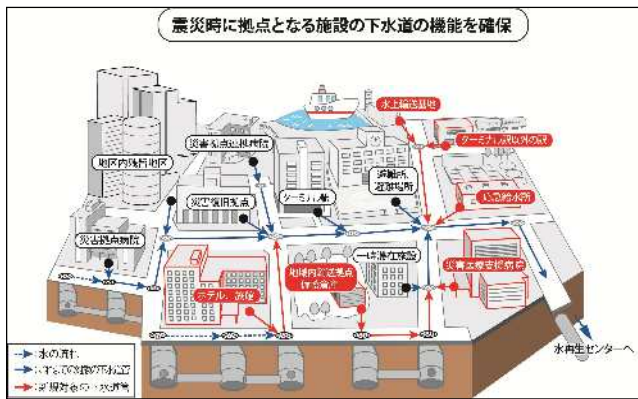


液状化による人孔浮上

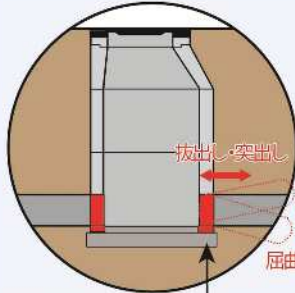
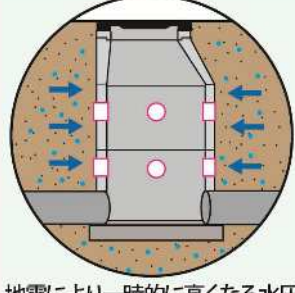
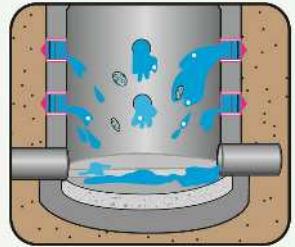
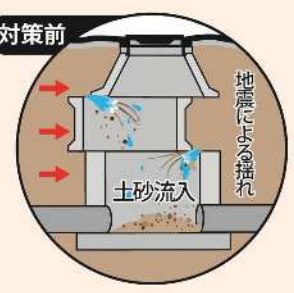
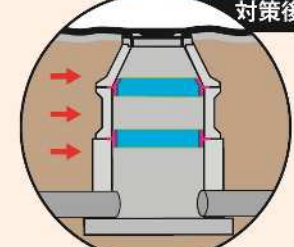


人孔内の土砂閉塞（羽咋市）

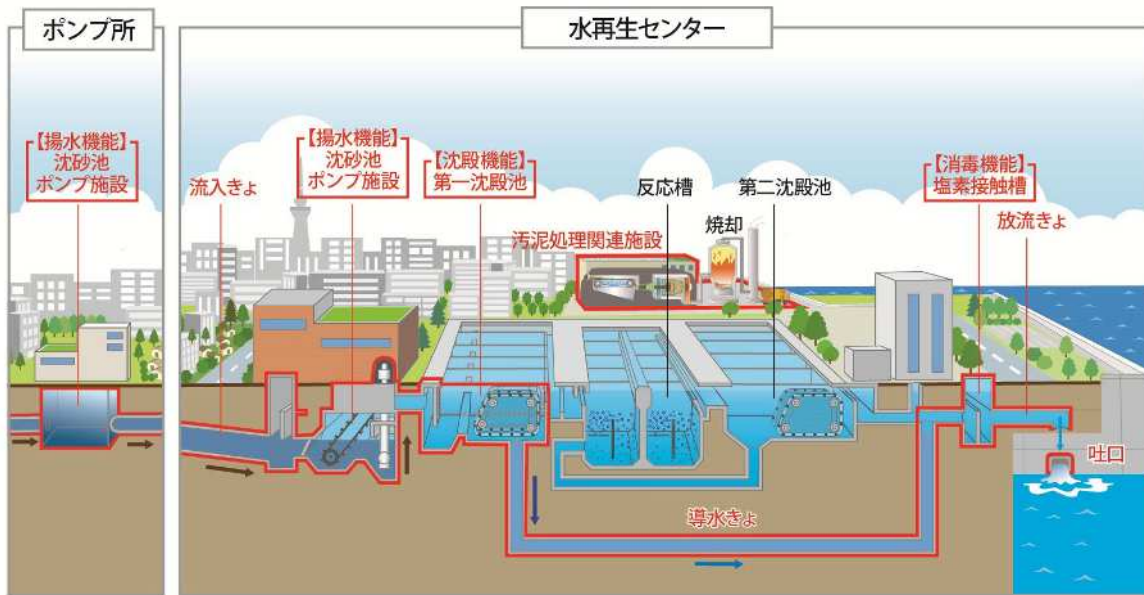
【下水道管の耐震化のイメージ】



【震災時に下水道・交通機能を確保するための三つの対策】

下水道管とマンホールの接続部の耐震化	液状化によるマンホールの浮上抑制対策	液状化による土砂流入防止対策
 <p>地震の揺れを吸収するゴムブロック等を設置</p> <p>地震により被害を受けやすい下水道管とマンホール接続部を可とう化します。</p>	 <p>地震により一時的に高くなる水圧</p>  <p>栓が外れ、地下水が流入し水圧が下がることで、マンホールの浮上を抑制します。</p>	<p><b>対策前</b></p>  <p>地震による揺れ 土砂流入</p> <p><b>対策後</b></p>  <p>目地に貼ったシートが土砂の流入を防止します。</p>

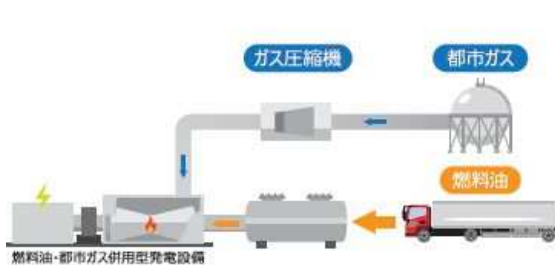
【水再生センター及びポンプ所の耐震化対象施設】



【非常用発電設備の例】



【燃料及び電源の多様化】



燃料油と都市ガスのどちらでも運転可能なデュアルフューエル発電設備を水再生センターへ導入

水再生センター等の施設上部や用地を活用して太陽光発電設備を導入

### 3 下水道管の維持管理に係る開発技術の現場実装促進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 下水道局)

下水道管の維持管理技術の開発や実証・導入の取組に対し、新たな支援制度を構築すること。

#### <現状・課題>

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を契機として、下水道管の老朽化対策に向けた調査・補修技術の高度化と、迅速な現場実装の必要性が一層高まっている。下水道の維持管理を取り巻く課題は、地域ごとに管路条件や施工環境、制約が大きく異なり、画一的な対応には限界がある。このため、現場の実態に即した技術開発を進めるには、下水道管理者が主体となり、課題解決に取り組むことが求められている。

また、下水道の維持管理の現場は、高流速・高水位や硫化水素の発生など、極めて厳しい作業環境に置かれている。今後、人口減少や作業員の高齢化が更に進むことが見込まれる中、下水道事業を持続的に運営していくためには、作業の安全性向上や省力化に資する新技術の開発・導入が不可欠な状況となっている。

具体的な取組として、管路内清掃作業において、硫化水素濃度が高い区間などでは人力作業は危険な作業となるため、こうした環境下での作業を回避し、安全性の向上や無人化による担い手不足の解消に資する新たな清掃技術の開発を進めた。しかし、開発途上にある新技術を現場に実装する段階においては、従来技術との間にコスト差が生じており、導入の障壁となっている。

下水道管の維持管理は、高流速・高水位、硫化水素の発生といった厳しい施工環境下で実施されるため、安全性および品質の確保が強く求められる分野である。こうした条件に対応可能な技術が開発されているものの、技術選定の場面では従来技術とのコスト差が重視される傾向があり、結果として従来技術が選定される状況が見受けられる。「第1次国土強靱化実施中期計画」の目標達成に向けても、厳しい施工環境下において有効性を発揮する開発技術を、全国の自治体に着実に普及させていくことが重要である。

#### <具体的要求内容>

以上を踏まえ、下水道管の調査・補修等について、新技術の普及拡大を図るため、施工環境や安全性等を踏まえた適切な技術選定が進むよう、「第1次国土強靱化実施中期計画」の期間において、従来技術と開発技術とのコスト差に対する必要な財政支援を行うこと。

## 4 低炭素型高機能コンクリートの導入による首都インフラ強靱化

### 【最重点】

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 下水道局)

下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保する上で不可欠となる、腐食に強く長寿命で環境負荷の少ない建設材料の全国的な普及を加速化するため、通常のコンクリートとの価格差に対する財政支援の制度を構築すること。

#### <現状・課題>

東京都では、日頃の巡視と下水道管の内部をテレビカメラ等で確認し状態に応じた補修を実施するとともに、下水道施設の老朽化対策と併せて雨水排除能力の増強や耐震性の向上等を図る再構築を推進している。加えて、水位が高い幹線では、再構築に先行して、下水の流れを切り替え、水位を下げる代替幹線の整備も推進している。

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会」より報告された「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会報告書」において、今回の道路陥没は硫化水素によって腐食した下水道管に起因するものであると言及されており、化学的腐食に対する補修・補強の必要性について提言されている。

このような中で、都において、引き続き老朽化対策を推進していくためには、腐食に強く長寿命で低炭素な新コンクリート(e-CON)を下水道管、シールドセグメント、マンホール等に導入することが必須である。しかしながら、現時点では通常のコンクリートとのコスト差に課題があることから、標準的に普及・定着するまでの間、導入促進に向けた国の財政的支援が必要である。

#### <具体的要求内容>

下水道事業を継続的かつ計画的に遂行し、安定的に汚水処理や雨水排除機能を確保する上で不可欠となる、腐食に強く長寿命で環境負荷の少ない建設材料の全国的な普及を加速化するため、通常のコンクリートとの価格差に対する財政支援の制度を構築すること。

## 5 下水汚泥資源の利用拡大に向けたりん回収・肥料化の推進

### 【最重点】

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 下水道局)

国が自ら掲げる国内資源の利用割合の目標達成に向けて、下水汚泥資源の肥料利用の取組が継続的に実施されるよう、関係省庁と連携して、生産コストと同等の価格による全量買取制度を創設するなどの措置を講じること。

#### <現状・課題>

我が国では、肥料や工業用資材の原料であるりんを海外からの輸入に依存しており、食料安全保障の強化に向けた生産資材の国内代替転換等が重要課題となっている。

国は、令和4年12月27日に決定した「食料安全保障強化政策大綱」において、2030年までに、堆肥・下水汚泥資源の肥料使用量を倍増し、肥料の使用量(りんベース)に占める国内資源の利用割合を40%(2021年:25%)まで拡大する目標を示した。

これを受け、都は、下水汚泥の肥料利用に向けて、国土交通省の下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)を活用し、技術開発を推進してきた。令和6年1月には、下水再生りんを製造するりん回収施設が砂町水再生センター(東部スラッジプラント)内に完成し、運転を開始した。この施設では、脱水分離液からりんを回収する新たな技術について、りんの回収率や肥料の品質等の実証を行ってきた。

また、令和5年12月15日には、全国農業協同組合連合会(JA全農)と、「東京都産下水再生りんの広域での肥料利用に向けた連携協定」を締結した。都は全国の下水处理量の約1割を占め、りんを含有する多量の下水汚泥が発生しており、JA全農は肥料製品の広域的な流通を担っている。両者が連携し、肥料の国産化と農業者への安定的な供給に貢献するため、全国展開を視野に入れた広域的な下水再生りんの利用に向けて取り組んでいる。

都の下水再生りんは、製造工程において脱水分離液中からりんを選択的に吸着していることから、有害物質の含有量が少ない等のメリットがある。一方で、専用の施設を建設し、脱水分離液中のりんを回収・濃縮する必要があるため、既存肥料と比較して生産コストが高いことから、買取価格との大きな乖離が課題となっている。

食料安全保障の観点から、肥料の国産化・安定供給に向けて、枯渇しない国内資源である下水再生りんを一層活用するための取組を、国が積極的に行う必要がある。

< 具体的要求内容 >

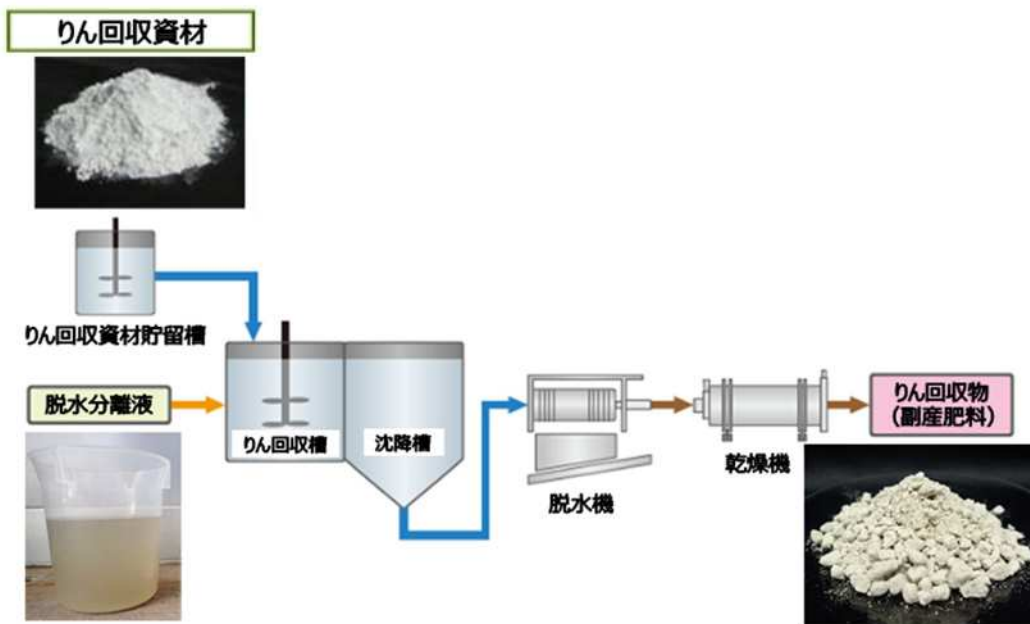
食料安全保障に資する取組として、枯渇しない国内資源である下水から回収したりんの全量を国が生産コストと同等の価格で買い取る制度を創設するなど、積極的な財政措置を講じること。

参 考

【りん回収施設】



【新たなりん回収システムの概要】



## 6 下水道事業における省エネルギーの対策及び再生可能エネルギーの活用

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 下水道局)

- (1) 下水道事業における省エネルギー対策及び再生可能エネルギーの活用への取組に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
- (2) 「下水道脱炭素化推進事業」について、下水汚泥資源以外を活用した創エネルギー施設など、脱炭素に資する設備を新たに補助対象とし、対象事業の拡充を行うこと。

### <現状・課題>

令和3年4月、国は、2030年度の温室効果ガス削減目標を46%とし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくと宣言した。

これを受け国土交通省は、下水道事業として脱炭素社会実現に貢献し、地域の生活の安定、向上につなげることを目的に、「脱炭素社会への貢献のあり方検討小委員会」を設置し、脱炭素社会の実現に向けて目指すべき下水道の在り方や必要な方策、ロードマップ等について検討し、取りまとめた。

東京都においても、2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロ(ゼロエミッション)に向けて行動を加速・強化するため、令和3年1月に都内温室効果ガス排出量を2030年までに50%削減(2000年度比)するカーボンハーフを表明した。そして、令和4年9月に策定した「東京都環境基本計画」において、カーボンハーフ実現に向けた温室効果ガス削減量等の部門別目標を設定した。

下水道局は、東京都内における年間電力使用量の約1%に当たる電力を消費するなど大量のエネルギーを必要とし、多くの温室効果ガスを排出している。今後、処理水質の向上や浸水対策などの下水道機能向上の取組により、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の増加が見込まれる。

こうした状況下においても、国内外の脱炭素化への動きの加速に対応するため、当局は、令和5年3月に下水道事業における地球温暖化防止計画「アースプラン2023」を策定した。本計画では、温室効果ガス排出量を2030年度までに50%以上削減(2000年度比)することを目標としており、省エネルギー機器の導入拡大や再生可能エネルギーの利用拡大を図るとともに、新たな技術開発を推進していく。

さらに、2050年ゼロエミッションの実現に向けたビジョンとして、更なる先進技術の導入推進や革新的技術の開発・導入を掲げている。あわせて、直面する夏や冬の電力ひっ迫に備え、「H T T<電力をH:減らす・T:創る・T:蓄める>」の観点からあらゆる対策を講じるなど、エネルギー危機管理の強化を推進し

ている。

今後も下水道事業におけるカーボンハーフ・ゼロエミッションの実現に向けて、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の積極的な削減を図っていくためには、一層の財源確保が不可欠である。

また、下水道の脱炭素化を推進するため、令和4年度に創設された「下水道脱炭素化推進事業」は、現在は下水汚泥を有効利用した創エネルギー施設や、下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素（ $N_2O$ ）の排出係数が一定水準以下の汚泥焼却施設のみが対象となっている。

引き続き、国が掲げる目標を実現していくため、「下水道脱炭素化推進事業」において、現在対象の施設となっていない太陽光発電や水処理施設など、対象事業の拡充を図る必要がある。

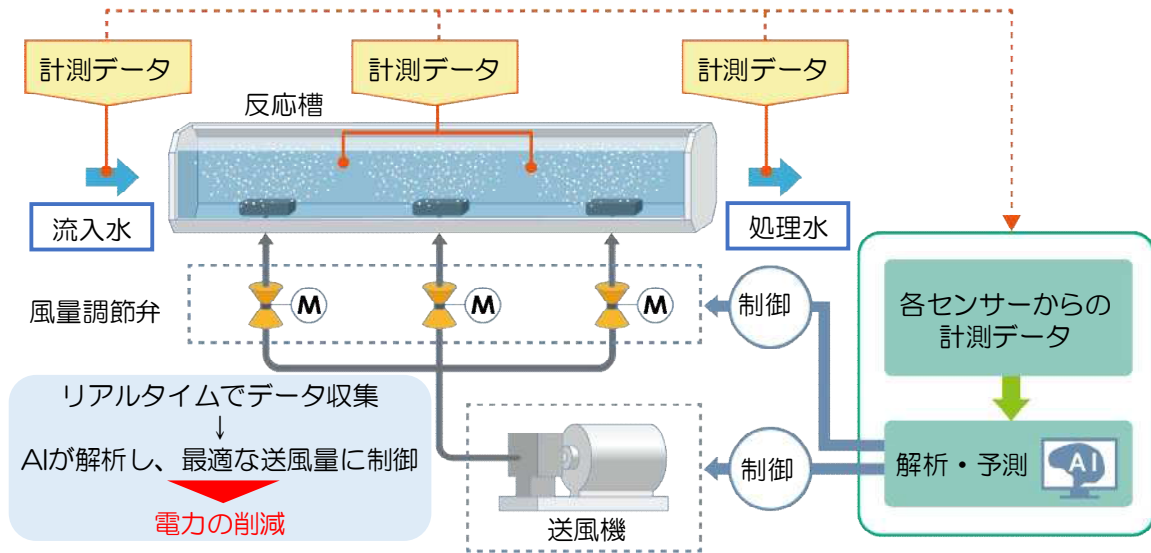
#### <具体的要求内容>

- (1) 下水道事業における省エネルギー対策及び再生可能エネルギーの活用への取組に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
- (2) 「下水道脱炭素化推進事業」について、下水汚泥資源以外を活用した創エネルギー施設など、脱炭素に資する設備を新たに補助対象とし、対象事業の拡充を行うこと。

参 考

【省エネルギー対策】

- ・ AI を活用した送風量制御技術の導入

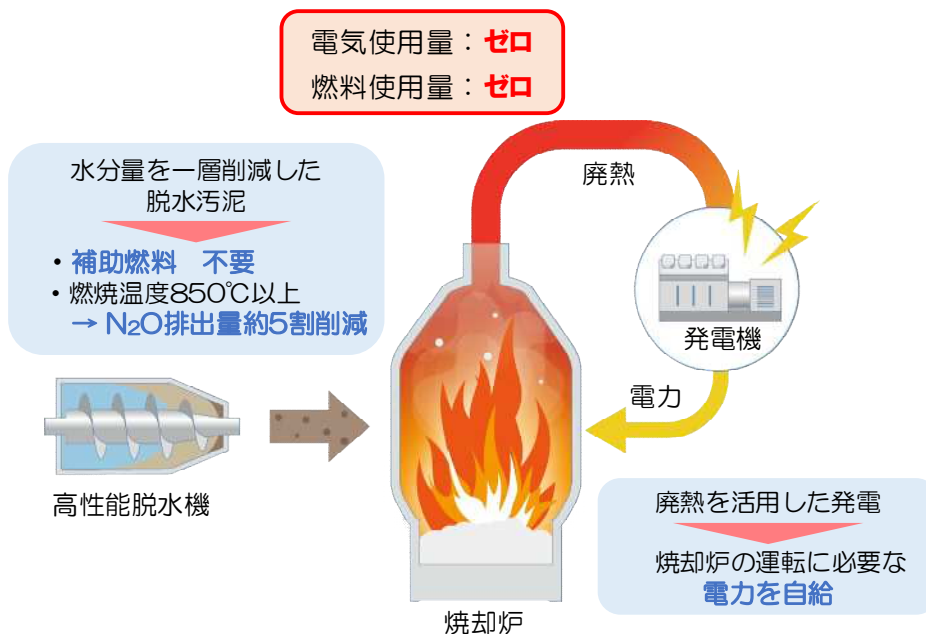


- ・ 省エネルギー型汚泥濃縮機の導入



【再生可能エネルギーの活用】

- ・ エネルギー自立型焼却炉の導入



## 7 合流式下水道の改善

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 下水道局)

公共用水域の水質向上へ貢献する合流式下水道の改善について、「特定水域合流式下水道改善事業」に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

### <現状・課題>

東京都区部は、その歴史的、地形的特徴により、約8割が合流式下水道で整備されている。

合流式下水道は、強い雨が降ると、まちを浸水から守るため、汚水混じりの雨水が川や海に放流される仕組みとなっており、合流式下水道の改善は、良好な水環境の創出に貢献する重要な施策である。

当局では、合流式下水道緊急改善事業により、緊急的かつ集中的に対策を進めてきた結果、令和5年度末において、合流式下水道の雨天時放流水質は、下水道法施行令に定める水質基準を達成した。

一方、潮の干満や川の構造等の影響により水が滞留しやすい水域等においては、水質悪化が生じやすい特性を有することに加え、河川沿いの大規模開発等、水環境へのニーズや公共性は大きく変化している状況にあり、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）の達成以降においても、合流式下水道の対策を強化し、下水道管理者として、地域に求められる水環境の創出に貢献していくことが不可欠である。

加えて、東京は日本の首都であり、世界から多くの人々が来訪することから、東京の水環境を魅力あふれるものにするには、良質な観光資源の創造に資するとともに、日本の水辺空間のプレゼンスを高め、日本経済の活性化にもつながる。例えば、日本橋川周辺では、首都高日本橋区間の地下化や民間による大規模開発などまちづくりの動きが活発化しており、良好な水環境の創出が求められていることから、都では日本橋川周辺のにぎわい創出に向けた基本方針を策定し、事業を推進することとしている。

このため、特定水域合流式下水道改善事業を活用し、合流式下水道の対策強化を推進していく必要がある。

### <具体的要求内容>

地域の水環境の向上を目的とした協議会等により、更なる水質向上が求められている水域では、水環境へのニーズや水質目標等を踏まえて、地元及び関係者と連携した取組を推進するために必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

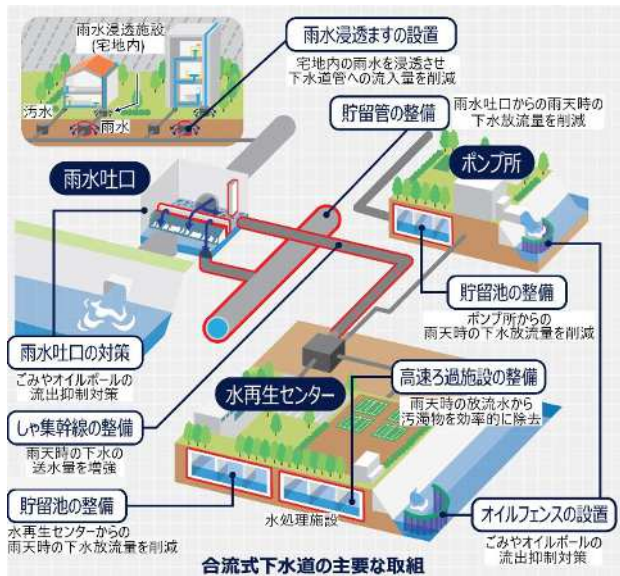
参 考

【水環境へのニーズの変化（首都高速道路日本橋区間地下化事業）】

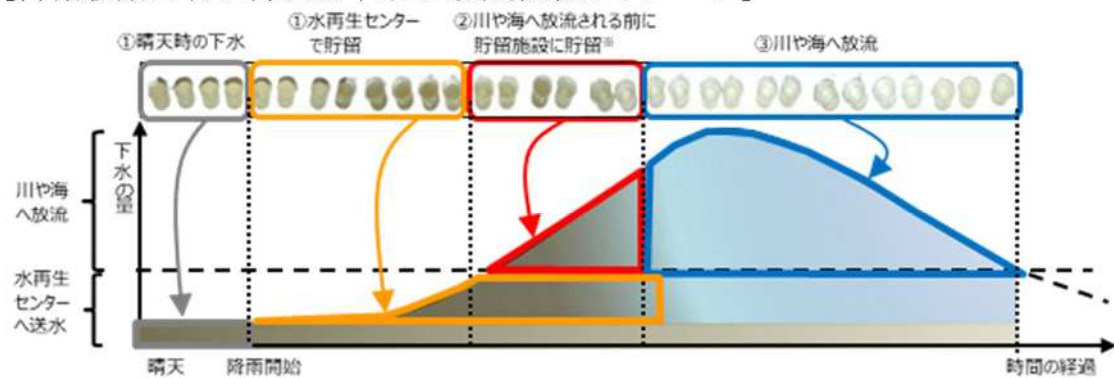


首都高速道路（株）ホームページより

【合流式下水道の主要な取組】



【降雨初期の特に汚れた下水と取組効果のイメージ】



## 8 首都直下地震等への備え【最重点】

### 1 首都直下地震対策の具体的な推進

(提案要求先 内閣官房・内閣府・国土交通省)  
(都所管局 総務局・政策企画局)

首都直下地震等の災害から住民の生命と財産を守るとともに、首都機能への打撃を最小限にとどめるため、首都直下地震対策特別措置法に基づく取組に対して、財政上の措置を講じるなど、首都直下地震対策を具体的に推進すること。

首都中枢機能を継続していくため、首都直下地震に備えた首都圏内における代替機能の確保・強化及び発災時の活用について、着実に取組を進めること。

#### <現状・課題>

政治・経済の機能が高度に集積する首都・東京において、首都直下地震等の災害に備えることは、東京を守ることだけにとどまらず、日本全体を災害に強くするためにも重要である。

都は、特別区の区域において、広域の団体として主要な河川・道路の整備等の府県事務を行うほか、人口が高度に集中する大都市地域における一体性・統一性確保の観点から、消防、上下水道、地下鉄、港湾、特例都道など、一般市や政令市が行う事務の一部（大都市事務）を実施しており、大都市特有の財政需要を抱えている。

また、令和4年5月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、最大規模の被害を想定した場合で、都内だけでも建物被害19万棟以上、死者6千人以上など、甚大な被害が見込まれる。都は、こうした被害想定を受け、令和5年5月に修正した「東京都地域防災計画震災編」において、2030年までに、首都直下地震等による人的・物的被害をおおむね半減させるという減災目標を設定し、その実現に向けた防災対策の充実強化に取り組んでいる。

これに加え、都は、「TOKYO強靱化プロジェクト」に基づく老朽化した施設の更新、耐震化等も実施しており、2040年代までの総事業規模は17兆円（うち、地震対策は約9.6兆円）、今後10年間の事業費は約7兆円を見込むなど、多額の事業費を計上している。

国においては、平成25年12月、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号。以下「法」という。）が施行された。平成27年3月には法に基づく首都直下地震緊急対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）が策定され、首都

中枢機能の継続性の確保や膨大な人的・物的被害への対応等に関し、今後 10 年間で達成すべき減災目標とともに、当該目標を達成するための施策に係る具体目標と所管省庁等が定められた。令和 8 年 6 月に、11 年ぶりに基本計画が変更され、減災目標が引き上げられるとともに、具体目標の数が大幅に増加された。しかし依然として、当該目標の達成に向けて国として責任を持って取り組む具体的な施策が明確になっていない。

さらに法では、緊急対策区域又は首都中枢機能維持基盤整備等地区に指定された区市町村を含む都県は地方緊急対策実施計画や首都中枢機能維持基盤等整備計画、特定緊急対策事業推進計画（以下「地方計画等」という。）を作成することができるものとされているものの、地方計画等に位置付けられた首都直下地震対策に対する国の具体的な財政上の措置等は図られていない。

また、変更後の基本計画では、令和 7 年 12 月に公表された「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」報告書の内容を踏まえ、東京圏において首都中枢機能の維持が困難となる最悪の事態も想定した一時的な代替拠点の確保についてあらかじめ検討することとされた。

これまで都は、首都直下地震等に備え、都市の強靱化に向けて不断の取組を進めてきた。住宅の耐震化や出火防止の取組などが着実に進展し、人的・物的被害の軽減につながっている。また、国や関係機関の施設が集積し、大規模災害時に政府のバックアップ機能を担う立川広域防災基地に所在する都の防災センターについて、代替施設となる新たな防災拠点の整備を進めることとしている。

首都中枢機能の継続に当たっては、平時から代替機能を確保し、これらを発災時に活用することによって行われるべきであるが、その際、発災時に可能な限り迅速かつ確実に機能する体制を構築するためには、物理的・時間的にも近接している首都圏内の拠点を活用すべきである。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 首都直下地震をはじめとする災害から首都圏 3,500 万人の住民の生命と財産を守るとともに、国の政治経済の中枢機能への打撃を最小限にとどめるため、基本計画に位置付けられた膨大な人的・物的被害への対応や首都中枢機能の継続性の確保に関し、国が責任を持って取り組む施策を明確にし、着実に実施すること。
- (2) 地方計画等に位置付けられた、都をはじめ地方自治体が進める首都直下地震対策に対して、具体的な財政上の措置等を講じること。
- (3) 首都中枢機能を継続していくため、首都直下地震に備えた首都圏内における代替機能の確保・強化及び発災時の活用について、着実に取組を進めること。

## 2 国土強靱化の推進

(提案要求先 内閣官房)  
(都所管局 総務局)

国土強靱化地域計画に位置付けられた強靱化の取組に対して、具体的な財政措置を講じること。

### <現状・課題>

平成 25 年 12 月に施行された、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）において、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとされている。都は様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京における防災施策の指針として「東京都国土強靱化地域計画」を平成 28 年 1 月に策定した。

東京は我が国の人口の約 1 割が居住する大都市であるだけでなく、政治・行政・経済などの首都機能を有する日本の心臓である。また、都は、特別区の区域において、広域の団体として主要な河川・道路の整備等の府県事務を行うほか、人口が高度に集中する大都市地域における一体性・統一性確保の観点から、消防、上下水道、地下鉄、港湾、特例都道など、一般市や政令市が行う事務の一部（大都市事務）を実施しており、大都市特有の財政需要を抱えている。

これに加え、災害時には、応急対策から復旧・復興までの間においても首都中枢機能を担わなければならない。このため都は、「TOKYO 強靱化プロジェクト」に基づく老朽化した施設の更新、耐震化等を実施しており、2040 年代までの総事業規模は 17 兆円（うち、地震対策は約 9.6 兆円）、今後 10 年間の事業費は約 7 兆円を見込むなど、多額の事業費を計上している。

国は、これまで地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の補助金・交付金等の交付に当たって、「重点化」・「一定程度配慮」を行ってきた。加えて、地域計画に実施箇所等の具体的な内容が位置付けられた事業への「重点化」を更に進めるとしている。一方で、首都機能はもちろん、医療機能、交通・物流機能、情報通信機能等様々な重要機能の在り方を強靱化の観点から見直し、対策を着実に推進することは、国家的な観点からも大きな意義と責任があり、東京都だけがその責任を負うことは適当ではない。地域計画に位置付けられた取組に対しては、新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等確実かつ具体的な財政措置を講じることが必要である。

### <具体的要求内容>

地域計画に位置付けられた国土強靱化の取組に対して、首都機能の維持・向上という観点からも、新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等、東京都への具体的な財政措置を講じること。

## 9 首都直下地震における被害想定分析を踏まえた対策の推進【最重点】

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省)  
(都所管局 総務局・政策企画局)

首都直下地震における被害想定分析を踏まえ、国は、以下の対策を推進すること。

- (1) 火力発電所の被害軽減に向け、事業者と連携し必要な対策を講じ、復旧期間の短縮を図ること。また、広域的な電力融通の拡大や柏崎刈羽原発の運転再開等の状況変化も踏まえ、電力供給を確保するための必要な対策を行うこと。
- (2) 災害関連死について、都市構造や医療資源などの地域性等を踏まえ、国において適切に被害想定を算定すること。
- (3) 国の被害想定について、首都圏の実情を踏まえるとともに、これまで講じられてきた減災対策の効果を十分に検証し、客観的な手法及び最新のデータを用いて反映させること。
- (4) 都によるこれまでの都市の強靱化に向けた投資が確実に成果に結びついていることを踏まえ、国においても、強靱な首都中枢機能を確保するための集中投資の観点から、都の取組に積極的な財政支援を講じること。

### <現状・課題>

政治・経済の機能が高度に集積する首都・東京において、首都直下地震等の災害に備えることは、東京を守ることにとどまらず、日本全体を災害に強くするためにも重要である。

都は、特別区の区域において、広域の団体として主要な河川・道路の整備等の府県事務を行うほか、人口が高度に集中する大都市地域における一体性・統一性確保の観点から、消防、上下水道、地下鉄、港湾、特例都道など、一般市や政令市が行う事務の一部（大都市事務）を実施しており、大都市特有の財政需要を抱えている。

また、令和4年5月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、

最大規模の被害を想定した場合で、都内だけでも建物被害 19 万棟以上、死者 6 千人以上など、甚大な被害が見込まれる。都は、こうした被害想定を受け、令和 5 年 5 月に修正した「東京都地域防災計画震災編」において、2030 年までに、首都直下地震等による人的・物的被害をおおむね半減させるという減災目標を設定し、その実現に向けた防災対策の充実強化に取り組んでいる。

これに加え、都は、「T O K Y O 強靱化プロジェクト」に基づく老朽化した施設の更新、耐震化等も実施しており、2040 年代までの総事業規模は 17 兆円（うち、地震対策は約 9.6 兆円）、当初 10 年間の事業費は約 7 兆円を見込むなど、多額の事業費を計上している。

国は、令和 5 年 12 月に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、防災対策の進捗状況の確認、被害想定の見直しや新たな防災対策について検討し、令和 7 年 12 月に報告書及び被害想定が公表されたところである。

しかし、国の被害想定では、電力需要と電力供給の差から停電率を算定するに当たって、真夏ピーク時の電力需要を前提としているため、発災時の社会経済活動の低下を踏まえられていない。また、電力供給についても、復旧期間の目安は約 10 年前と変わっておらず、震度 6 弱・6 強で火力発電所機能の約 90%が停止し、1 か月後まで復旧しない想定としており、これまでの事業者等の対策が踏まえられていない。

災害関連死についても、首都直下地震とは特性の異なる震災被害（東日本大震災・能登半島地震）の実績を横引いて算定しているが、災害関連死者数は、都市構造や医療資源などの地域性等によって大きく変動するため、今回の国の算定は、首都直下地震時の数としては根拠に乏しい。

国の被害想定は、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料となることから、首都直下地震発生時の実態に即した科学的・客観的な手法や最新のデータを用いて策定し、自治体等の対策に繋がるものとすべきである。

都は、令和 4 年 5 月に策定した被害想定以降、建物の耐震化や不燃化等の取組を進めており、その結果、全壊建物数が大幅に減少するなど、確実に減災に寄与している。このように、都市の強靱化に向けた投資が確かな成果に結びついていることを踏まえ、都は引き続き対策を進め、東京の防災力を高めていく。国においても、強靱な首都中枢機能を確保するため、積極的な防災対策や都の取組への財政支援を講じるべきである。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 国は、火力発電所の被害軽減に向け、事業者と連携し必要な対策を講じ、復旧期間の短縮を図ること。また、広域的な電力融通の拡大や柏崎刈羽原発の運転再開等の状況変化も踏まえ、電力供給を確保するための必要な対策を行うこと。
- (2) 国は、災害関連死について、首都直下地震とは特性の異なる震災被害（東日本大震災・能登半島地震）の実績を横引いて算定しているが、災害関連死者数は、都市構造や医療資源などの地域性等によって大きく変動するため、適切な算定手法を早期に示すこと。
- (3) 国の被害想定は、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料と

して策定されるものであり、科学的・客観的な手法や最新のデータを用いて可能な限り定量的に示し、自治体等の対策につながるものとすべきである。そのため、首都圏の実情を踏まえるとともに、これまで講じられてきた減災対策の効果を十分に検証し、客観的な手法及び最新のデータを用いて反映させること。

- (4) 都によるこれまでの都市の強靱化に向けた投資が確実に成果に結びついていることを踏まえ、強靱な首都中枢機能を確保するための積極的な防災対策や都の取組への財政支援を講じること。

## 1 0 建築物の耐震化の推進【最重点】

### 1 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局)

- (1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、住宅・建築物防災力緊急促進事業の適用期限を一定期間延長すること。
- (2) 住宅・建築物防災力緊急促進事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の補助率を引き上げるなど拡充を図ること。とりわけ、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等の費用助成について、特に倒壊の危険性が高い建築物の場合に限り、補助対象限度額の更なる割増しを行うこと。加えて、段階的改修の際、2回目以降の工事が未定の場合も助成できるよう拡充すること。また、占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額を加算できるよう拡充すること。
- (3) 耐震改修した場合の固定資産税の減額措置について、一定期間延長するとともに対象建築物を拡大すること。

#### <現状・課題>

首都直下地震の切迫性が指摘されている東京において、大地震が起きた際に都民の生命・財産を守るとともに首都機能を確保するため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防止することは喫緊の課題である。緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を早急かつ強力に促進するため、継続して必要な財源を確保・拡充するとともに、以下のとおり施策を充実することが必要である。

#### <具体的要求内容>

- (1) 都は、東京都耐震改修促進計画において、特定緊急輸送道路沿道建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第7条第1項第2号に規定する要安全確認計画記載建築物）については、令和17年度末までに総合到達率100%の達成を目標に掲げており、区市町村と連携し、耐震化に取り組んでいる。以上から、国にお

いては、耐震改修等の適用期限を令和 12 年度まで延長したところであるが、それ以降についても一定期間延長すること。

- (2) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に重点的に取り組む地方公共団体を支援するため、住宅・建築物防災力緊急促進事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の補助率を引き上げるなど拡充を図ること。特に倒壊の危険性が高い建築物の耐震改修工事は、通常の改修工事に比べコストがかかることから、都では独自に補助対象事業費用床面積当たりの限度額について通常の改修工事より割り増して設定し、その全てを対象に最大 9 割助成となる制度としている。特に倒壊の危険性が高い建築物に係る補助対象費用床面積当たりの限度額について、国の令和 6 年度補正予算成立に伴い約 10% 引き上げられたところであるが、実態を十分把握した上で適切な限度額に割り増すこと。加えて、緊急輸送道路の通行機能を速やかに高めるため、特に倒壊の危険性が高い建築物については、段階的改修を行う際に 2 回目以降の工事が未定の場合でも、改修後の  $I_s$  値を 0.3 以上にすれば助成できるよう改善し、その解消に向けた施策の強化を図ること。

また、占有者が存する建築物では、所有者が耐震化工事を実施する際に追加的費用が発生するため、占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額を加算するよう拡充すること。

- (3) 平成 26 年度の税制改正において、耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務化されている建築物について、平成 28 年度末までに改修工事を実施した場合、翌年度から 2 年度分の非住宅を含む家屋に係る固定資産税額の 2 分の 1 に相当する金額（改修工事費の 2.5% を限度とする。）の減額措置が講じられた。

当該措置は、令和 8 年度の税制改正において 3 年間延長され、令和 10 年度末までとされたところであるが、耐震化を今後も進めていくため、それ以降についても一定期間延長すること。また、耐震診断が義務化されていない避難路沿道建築物や緊急輸送道路沿道の建築物についても、耐震化を進めることが重要であることから、当該措置の対象を拡大すること。

参 考

○事業概要

- ・災害時に早期復旧を図るため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防ぐことが重要
- ・東京都耐震改修促進計画において、「地震発生時に閉塞を防ぐべき道路」を指定し、沿道の建築物の耐震化を促進
- ・促進計画で耐震化を図るべき路線として指定した緊急輸送道路については、住宅・建築物防災力緊急促進事業を活用
- ・平成 19 年度に、東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路全路線を指定し、区市と連携して法に基づく指導・助言を実施するとともに、補助事業を実施。特定緊急輸送道路沿道建築物（耐震改修促進法第七条第一項第二号に規定する要安全確認計画記載建築物）については、令和 12 年度末までに総合到達率(\*1)99%、かつ、区間到達率(\*2)95%未満の解消、令和 17 年度末までに総合到達率 100%の達成が目標

(\*1)都県境入口からある区間\*に到達できる確率

(\*2)区間到達率の平均値

※交差点等により区分した特定緊急輸送道路の各部分

○住宅・建築物防災力緊急促進事業における緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震化支援の概要

\*令和 12 年度末までに着手したものが対象。

	耐震改修・建替え・除却	耐震診断
建築物	57,000 円/㎡	1,570~4,580 円/㎡
マンション	51,700 円/㎡	1,570~4,580 円/㎡

○耐震改修等の費用に係る助成制度の拡充イメージ

■ 現行（東京都の場合）

住宅・建築物防災力緊急促進事業 2 / 5	地方自治体 (都 1 / 3 及び区市町村 1 / 6)	自己負担 1 / 10
--------------------------	---------------------------------	----------------

■ 提案

住宅・建築物防災力緊急促進事業	地方自治体	自己負担
-----------------	-------	------

○特に倒壊の危険性の高い緊急輸送道路沿道建築物の場合の補助対象費用床面積当たりの限度額の例

	国	都
建築物	62,700 円/㎡	85,500 円/㎡
マンション	56,900 円/㎡	77,550 円/㎡

## ○段階的改修の助成拡充

- ・耐震化促進に向けた検討委員会において、建物所有者の取組に対する更なる支援として、段階的改修への対応の必要性の提言
- ・段階的改修は、最終工程の担保への懸念から各自治体は導入を躊躇
- ・令和 12 年度までの完了や、所有者による 2 回目の工事計画立案が困難な場合が多く、2 回目工事の担保は実務上困難な状況
- ・一方で、特に倒壊の危険性が高い  $I_s$  値 0.3 未満の建築物の解消は、地震での倒壊によって道路を閉塞する確率が低減され、震災時における特定緊急輸送道路の機能を確保する観点から有効
- ・このため、2 回目以降の工事が未定の場合でも、改修後の  $I_s$  値 0.3 以上とすれば助成できるよう、国に対して提案要求

## 2 住宅の耐震化の促進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局)

- (1) 住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率や交付対象限度額を引き上げること。また、平成30年度から開始された総合支援メニューについても、交付対象限度額を引き上げ、除却にも使用できるようにする等拡充すること。
- (2) 耐震改修した場合の固定資産税の減額措置について、一定期間延長するとともに対象建築物を拡大すること。

### <現状・課題>

首都直下地震の切迫性が指摘されている中、地震発生時に住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火により避難・救援活動が妨げられ、大規模な市街地火災につながるおそれがある。耐震性が不十分な住宅を解消し、都民の生命・財産の保護及び地域の被害の軽減を図るため、住宅の耐震化を重点的に促進する必要がある。しかし、住宅・建築物安全ストック形成事業における耐震改修等への国の交付率は、現在11.5%であり十分ではない。

### <具体的要求内容>

- (1) 住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の耐震改修等の交付率を引き上げること。また、平成30年度から開始された総合支援メニューについても、令和6年度補正予算成立に伴い、交付対象限度額が100万円から115万円に引き上げられたところであるが、さらに実態に合った限度額に割り増すことで、建物所有者の負担を軽減し、現在は対象外とされている建物の除却にも使用可能にするなど、更に拡充すること。
- (2) 平成18年度の税制改正において、耐震性が確保された良質な住宅ストックの形成を促進するため、昭和57年1月1日以前から所在する、旧耐震基準により建築された住宅に耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置が講じられた。

当該減額措置は、令和8年度の税制改正において5年間延長され、令和12年度末までとされたところであるが、耐震化を今後も進めていくため、それ以降についても一定期間延長すること。

また、令和4年5月、10年ぶりに改定された都の新たな被害想定において、新耐震基準の住宅の耐震化が進むと、人的被害や建物被害が更に軽減されることが示されたことから、新耐震基準により建築された住宅についても耐震

化を進めることが重要である。このため、耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の対象外となっている平成 13 年 1 月 1 日以前から所在する住宅についても、減額措置の対象に含めるよう、制度を拡充すること。

参 考

○住宅・建築物安全ストック形成事業の概要

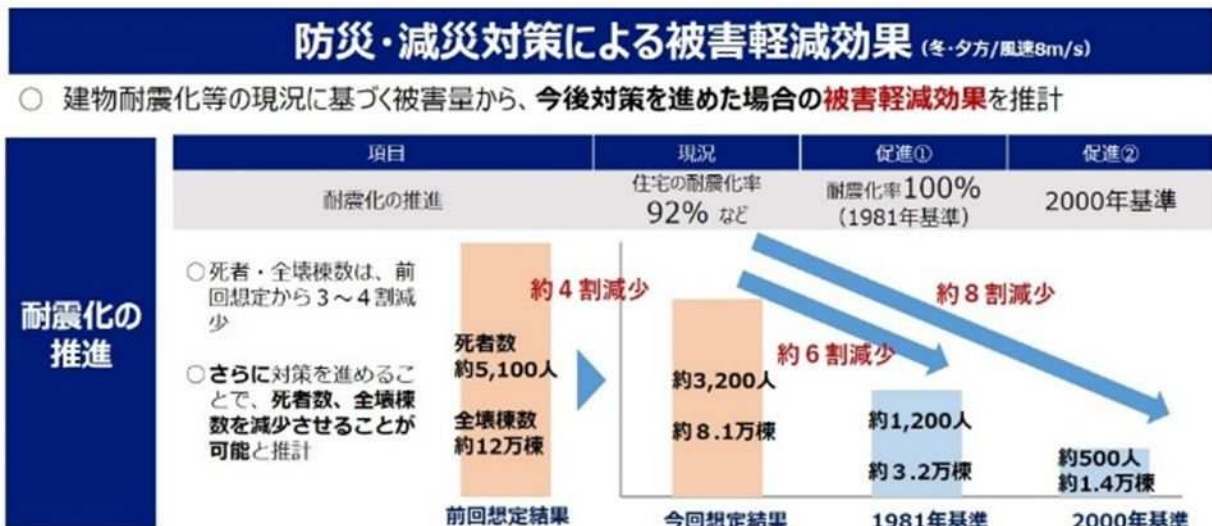
	制度概要（主な要件等）
耐震診断	<p>補 助 率：地方公共団体が実施する場合 国 1 / 2  地方公共団体以外が実施する場合  国 1 / 3 + 地方公共団体 1 / 3</p> <p>交付対象限度額：詳細診断 204,000 円 / 戸（一戸建て住宅の場合）  簡易診断 47,200 円 / 戸（一戸建て住宅の場合）</p>
耐震改修等	<p>補助対象：耐震改修工事費（建替え含む。）</p> <p>補 助 率：次の①又は②のどちらかを、地方公共団体ごとに選択できる（物件ごとに変更することはできない）。</p> <p>①耐震改修工事費 × 23.0%（国 11.5% + 地方公共団体 11.5%）  工事費の 23.0% について、国費で 1 / 2（交付限度額 48.93 万円 / 戸）を補助</p> <p>②耐震改修工事費</p> <p>100 万円未満の場合 20.4 万円  100 万円以上 200 万円未満の場合 30.6 万円  200 万円以上 300 万円未満の場合 50.9 万円  300 万円以上 の場合 71.3 万円</p> <p>各金額について、国費で 1 / 2 を補助</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>住宅の耐震化を総合的に支援するメニュー【平成 30 年度創設】</b></p> <p>対象区市町村：戸別訪問等を実施するなど、住宅耐震化に向け積極的な取組を行うとともに、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき毎年度 P D C A サイクルを実施する区市町村</p> <p>交付対象：耐震設計等費及び耐震改修費用を合算した額</p> <p>交付対象限度額：115 万円  （ただし改修工事費の 8 割を限度とする。）</p> <p>交付率：1 / 2</p> <p>対象建築物：マンションを除く住宅</p> <p>※マンション：共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup> 以上であり、地階を除く階数が原則として 3 階以上のもの</p>

○住宅の耐震化を総合的に支援するメニューに関する主な区市町村意見

- ・区市町村は人員不足であることから、本メニューを利用する場合のアクションプログラム策定や個別訪問などは、事務負担に対して費用対効果が低い。
- ・除却に使用できるようにしてもらいたい。
- ・設計と工事がセットになっていることが使い勝手を悪くしているため、分けて使用できるようにしてもらいたい。

○2000年基準の耐震化の推進による被害軽減効果

「令和4年5月 首都直下地震等による東京の被害想定」



## 1 1 ライフライン施設の耐震化などの推進【最重点】

(提案要求先 内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省)  
(都所管局 総務局・建設局)

首都直下地震等への必要な対策を着実に進めるため、ライフライン施設の耐震化などを推進すること。

### <現状・課題>

平成 25 年 11 月に制定された首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）に基づき、国が平成 26 年 3 月に策定した「首都直下地震緊急対策推進基本計画」では、首都直下地震の発生に備えた地震防災対策のうち、都を含む緊急対策区域における政府の講ずべき措置として、「ライフライン等の耐震化」を掲げ、平成 27 年 3 月の改定では、減災目標を達成するための具体的な目標等を設定した。こうした動きを踏まえ、国においては、国道における無電柱化を進めており、特にセンター・コア・エリア内の整備に努めている。

また、都においても、首都直下地震発生に備え、ライフラインの早期復旧に向けた取組として、上下水道の耐震化や道路整備による無電柱化を図るとともに、ライフラインの復旧活動拠点の確保に努めてきた。

しかし、平成 30 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震において、火力発電所の損傷による北海道全域の停電は住民に対して多大な影響を与えた。また、令和 6 年 1 月 1 日には、能登半島地震が発生し、電線の断線等による停電、安否確認や情報収集に欠かせない通信の途絶や水道管の破損による長期にわたる断水等が認められた。

令和 4 年 5 月に策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、時間の経過とともに変化する被害の様相として、ライフラインの寸断が被災者の身の回りの生活環境に大きな支障を生じさせ、生活再建や復旧・復興へ甚大な影響を及ぼすとした。キャッシュレス決済やオンラインショッピングが普及する中、大規模停電や通信の途絶は社会経済への影響も大きく、ライフライン施設の耐震化の一層の推進や災害時にもつながる通信基盤の確保の重要性が更に増している。

国は、令和 5 年 12 月に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、防災対策の進捗状況の確認、被害想定の見直しや新たな防災対策について検討し、令和 7 年 12 月に報告書を公表した。国の被害想定は、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料となることから、首都直下地震発生時の実態に即した科学的・客観的な手法や最新のデータを用いて策定し、自治体等の対策に繋がるものとすべきである。

都は、令和 4 年 5 月に策定した被害想定以降、建物の耐震化や不燃化等の取組を進めており、その結果、全壊建物数が大幅に減少するなど、確実に減災に寄与している。このように、都市の強靱化に向けた投資が確かな成果に結びついていることを踏まえ、都は引き続き対策を進め、東京の防災力を高めていくとともに、これまでの取組を踏まえ、今後、被害想定の見直しを図っていく。国においても、強靱な首都中枢機能を確保するため、積極的な防災対策や都の取組への財政支援

を講じるべきである。

また、地震だけでなく、大規模風水害や火山噴火などの複合災害が発生した場合には、被害の激化や広域化、長期化等が懸念される。都としては、上下水道の管路や施設の耐震化などの取組を進めているが、電気、ガス、通信など、広域にわたり民間事業者が有するライフラインについては、国としての主体的かつ計画的な対策の更なる推進が求められる。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 首都中枢機能の維持及び首都圏における経済活動の継続のため、電力・都市ガス・通信関係の事業者等に働きかけ、広域に及ぶ発電・送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等を図るとともに、ガスなどの埋設管の耐震化や無電柱化を促進すること。
- (2) 光ケーブル回線の格子化や、衛星通信回線によるバックアップ体制の構築など、通信の多重化策を促進すること。
- (3) 緊急交通路（緊急車両の通行を円滑にするため、大規模災害時に一般の車両が通行を禁止・制限される道路）における共同溝の設置についても推進すること。
- (4) 火力発電所の被害軽減に向け、事業者と連携し必要な対策を講じ、復旧期間の短縮を図ること。また、広域的な電力融通の拡大や柏崎刈羽原発の運転再開等の状況変化も踏まえ、電力供給を確保するための必要な対策を行うこと。
- (5) 国の被害想定は、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料として策定されるものであり、科学的・客観的な手法や最新のデータを用いて可能な限り定量的に示し、自治体等の対策につながるものとすべきである。そのため、首都圏の実情を踏まえるとともに、これまで講じられてきた減災対策の効果を十分に検証し、客観的な手法及び最新のデータを用いて反映させること。
- (6) 都によるこれまでの都市の強靱化に向けた投資が確実に成果に結びついていくことを踏まえ、強靱な首都中枢機能を確保するための積極的な防災対策や都の取組への財政支援を講じること。

## 1 2 液状化対策の推進【最重点】

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

(1) 宅地液状化防止事業の費用助成について、個々の宅地を対象とした液状化対策においても適用できるよう、対象の拡大を図ること。

(2) 宅地液状化防止事業の費用助成について、土地区画整理事業などにおいても適用できるよう、対象の拡大及び要件の緩和を図ること。

### <現状・課題>

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、震源から遠く離れた都内でも、臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、木造住宅などに建物被害が生じた。

令和 6 年能登半島地震では、建築物だけでなく、道路や宅地についても広範囲に液状化被害が発生している。

都内においても、液状化の危険性が高い地域が存在しており、また、令和 7 年の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）改正により「宅地の耐震化」として液状化対策の一層の推進が盛り込まれたことも踏まえ、建物被害の対策や面的な液状化対策を更に加速させていくことが重要である。

都においては、令和 6 年度に東京都戸建住宅等液状化対策促進事業補助制度、令和 7 年度に面的液状化対策パイロット事業を開始する等、液状化対策に取り組んでいる。

しかし、宅地液状化防止事業による費用助成については、要件が厳しいことから、個々の宅地や土地区画整理事業で適用できないなどの課題がある。

### <具体的要求内容>

(1) 宅地における液状化対策を推進するため、宅地液状化防止事業について、個々の宅地を対象とした液状化対策においても適用できるよう、対象を拡大すること。

(2) 公共施設と宅地との一体的な液状化対策を推進するため、宅地液状化防止事業について、以下の措置を講じること。

① 土地区画整理事業などの更地化を前提とした地区においても適用できるよう、対象を拡大すること。

② 被災後だけでなく事前対策として適用できる地区を増やすため、3,000 m<sup>2</sup>以上の区域、かつ、区域内の家屋が 10 戸以上の要件を緩和すること。

## 1 3 羽田空港の液状化対策の推進

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局・総務局)

震災時においても、空港機能が確保できるよう、羽田空港の液状化対策を推進すること。

### <現状・課題>

空港は震災時の緊急物資の輸送拠点等として極めて重要な役割を担うため、空港施設の耐震性の強化などを推進していく必要がある。

羽田空港では、震災時において、国内外の航空輸送を維持する観点から、機能の低下を最小化するための耐震性の確保が進められており、令和8年度からは、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づいて、滑走路等の液状化対策が行われている。

羽田空港は国内外の航空ネットワークを維持する上で特に重要な空港であり、国民生活・社会経済活動に与える影響が大きいことから、引き続き、震災時において、輸送能力等、航空ネットワークの機能低下を最小化するため、滑走路等の液状化対策をより一層進める必要がある。

### <具体的要求内容>

震災時において、輸送能力等、航空ネットワークの機能低下を最小化するため、A滑走路や国内線の駐機場など空港施設の液状化対策を推進すること。

## 1 4 鉄道施設の耐震化の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

鉄道施設総合安全対策事業費補助について、鉄道事業者による都内の鉄道施設の耐震化に必要な財源を確保すること。

### <現状・課題>

東日本大震災では、鉄道施設等の都市施設に甚大な被害が生じた。また、令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震においても、鉄道施設に被害が生じており、地域住民の生活等に大きな影響を及ぼしている。大規模地震により首都圏の鉄道施設が被災すれば、その影響は計り知れず、都市機能が麻痺することになるなど、鉄道施設の耐震性向上を急ぐ必要がある。

国と都は、平成18年度から、乗降客が1日1万人以上の高架駅などにおけるラーメン高架橋のせん断破壊対策等の耐震補強に対し、協調して補助を実施しており、令和4年12月の「新幹線の地震対策に関する検証委員会」における中間とりまとめを踏まえ、令和5年度よりPC桁を支えるラーメン橋台の曲げ降伏後のせん断破壊対策を補助対象としている。

国は、令和2年12月に策定した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、大規模地震による駅、高架橋等の倒壊・損傷を防止するため、首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化について、重点的に取り組むべき対策としており、令和5年7月に改定された「国土強靱化基本計画」においても、鉄道施設の耐震対策を国土強靱化の推進方針に位置付けている。また、令和7年6月に策定した「第1次国土強靱化実施中期計画」においても、鉄道施設の耐震対策を推進施策に位置付けている。

首都圏の鉄道利用者及び地域住民の安全・安心を確保するために、鉄道施設総合安全対策事業費補助制度の必要な財源を確実に確保し、鉄道施設の耐震化を促進していく必要がある。

### <具体的要求内容>

鉄道施設総合安全対策事業費補助について、鉄道事業者による都内の鉄道施設の耐震化に必要な財源を確保すること。

## 1 5 病院等の耐震化対策に係る補助制度の拡充

(提案要求先 厚生労働省・国土交通省)  
(都所管局 保健医療局・福祉局)

病院等の耐震化対策に係る補助を拡充すること。

### <現状・課題>

現在、医療施設の耐震化に係る補助制度として、医療施設等耐震整備事業など様々な制度があるが、医療機関が計画的に耐震化に取り組めるよう、支援を充実する必要がある。

医療施設等耐震整備事業では、補助対象病院や補助基準額を順次拡大してきているが、全ての病院を対象とした制度とはなっていない。

住宅・建築物防災力緊急促進事業については、平成 25 年度から、階数 3 以上延べ床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の大規模な建物を有する病院を対象としているが、令和 12 年度末までに耐震化事業に着手することが要件とされている。

また、社会福祉施設等の耐震化については、臨時特例交付金が平成 26 年度着工案件をもって終了し、平成 27 年度以降の耐震化の推進については、社会福祉施設等施設整備費補助金などの既存補助制度により必要な財源の確保を行うこととされた。しかし、既存補助制度では、財源が限られており、耐震化整備の案件に対応することは困難な状況となっている。

### <具体的要求内容>

- (1) 医療施設等耐震整備事業について、耐震化を行う全ての病院が補助を受けられるよう十分な財源を確保するとともに、補助の内容の充実を図ること。
- (2) 住宅・建築物防災力緊急促進事業については、恒常的な支援策とし、必要な財源措置を講じること。
- (3) 社会福祉施設等の耐震化を促進するため、既存補助制度とは別に新たな交付金を創設するなど、財政措置をすること。

## 1 6 私立学校の耐震化対策に係る助成の拡充

(提案要求先 文部科学省)  
(都所管局 生活文化局)

- (1) 耐震化対策に係る補助予算を十分確保すること。
- (2) 耐震化対策に係る助成制度を拡充すること。

### <現状・課題>

都では、従来から、私立学校の耐震化対策に係る独自の助成制度を設け、私立各種学校や学校法人立以外の私立幼稚園、専修学校についても補助の対象とするとともに、耐震診断や地震による倒壊等の危険性が高い施設の工事に係る補助率については、最大で5分の4とするなど、制度の拡充に努めてきた。

一方、現行の国の助成制度は、地震による倒壊等の危険性が高い施設に係る補助率を平成20年度に3分の1から2分の1に引き上げたものの、各学校の負担は依然として重く、また、補助対象についても学校法人立の私立学校の耐震化工事のみとなっている。私立学校における耐震化を推進するためには、助成制度を更に拡充し、早急に耐震化工事を実施できる環境を整備することが必要である。

また、非構造部材の耐震化についても、私立学校が着実に進めることができるよう、国の予算を十分に確保することが不可欠である。

### <具体的要求内容>

私立学校の耐震化を早急に進めるため、以下のとおり取り組むこと。

- (1) 非構造部材の耐震化を含め私立学校の耐震化対策に係る補助を継続し、予算を十分に確保すること。
- (2) 耐震化対策に係る助成の補助率の更なる引上げを行うとともに、私立各種学校や学校法人立以外の私立幼稚園、専修学校について、非構造部材を含めた耐震化対策に係る助成制度を設けること。

参 考

○ 都の予算及び施策の現状

【私立高等学校・中学校・小学校・幼稚園（学校法人立以外の幼稚園を含む。）

・専修学校・各種学校に対する助成】

・私立学校安全対策促進事業費補助

耐震診断、耐震補強工事、耐震改築工事、非構造部材耐震対策工事に要する経費について補助する。

〔補助率〕耐震診断 5分の4以内

耐震補強工事 倒壊等の危険性が高い施設 5分の4以内

上記以外の施設 3分の2以内

(ただし、国庫補助対象事業は国庫補助金を含めて上記率以内)

耐震改築工事 倒壊等の危険性が高い施設 5分の4以内

上記以外の施設 3分の2以内

(ただし、国庫補助対象事業は国庫補助金を含めて上記率以内)

非構造部材 1分の2以内。ただし、国庫補助対象事業は3分の1以内

〈参考〉

令和8年度予算 1,183,184千円

令和7年度予算 1,231,284千円

令和6年度予算 1,296,805千円

○ 国の施策の現状

【学校法人立の私立幼稚園に対する助成】

・私立幼稚園施設整備費補助

耐震補強、耐震改築工事及び非構造部材耐震対策工事に要する経費について補助する。

〔補助率〕耐震補強工事 倒壊等の危険性が高い施設 2分の1以内

上記以外の施設 3分の1以内

耐震改築工事 3分の1以内

非構造部材 3分の1以内

(ただし、耐震補強工事と合わせて実施する場合は当該補助率)

【私立高等学校・中学校・小学校、専修学校に対する助成】

・私立高等学校等施設高機能化整備費補助（防災機能強化施設整備費補助）

耐震補強、耐震改築工事及び非構造部材耐震対策工事に要する経費について補助する。

〔補助率〕耐震補強工事 倒壊等の危険性が高い施設 1/2以内

上記以外の施設 1/3以内

耐震改築工事 3分の1以内

非構造部材 3分の1以内

(ただし、耐震補強工事と合わせて実施する場合は当該補助率)

・専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業

学校施設の耐震診断を含む耐震補強工事、非構造部材の耐震対策工事に要する経費について補助する。

〔補助率〕 3分の1又は2分の1以内

## 1 7 木造住宅密集地域の改善【最重点】

### 1 災害に強い都市構造の確保

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局・建設局)

- (1) 延焼遮断帯の整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに補助要件を見直すこと。
- (2) 避難場所等として機能する公園整備を推進するため、必要な財源を確保・拡充すること。

#### <現状・課題>

令和6年1月の能登半島地震において石川県輪島市で発生した大規模な火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

首都直下地震による東京の被害想定では、建物の全壊・焼失は約19万棟にも及ぶとされている。

また、都内には大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域は、約7,100ha存在しており、特に震災時に甚大な被害が想定される地域を整備地域として約6,000ha指定している。

大地震から都民の生命と財産を守るとともに、首都機能の確保を図るため、延焼を防止する延焼遮断帯の形成や、それに囲まれた内側の市街地の不燃化、都民の生命を守る避難場所の確保など、災害に強い都市構造を早期に確保することが重要である。

しかし、延焼遮断帯の形成率は約70%、木造住宅密集地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される地域(整備地域)の不燃領域率は約65.5%にとどまるなど、いまだ不十分な状況にある。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成23年度から、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」や、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路である「特定整備路線」を事業化し、整備を進めている。

また、令和7年度末の防災都市づくり推進計画の改定により、整備地域以外であっても、局所的に対策が必要な木密地域においては、町丁目を基本単位として新たに防災環境向上地区を約1,300ha指定し、防災機能を備えた公園整備などの支援を実施している。

#### <具体的要求内容>

- (1) 木造住宅密集地域において、道路整備と沿道の不燃化を重層的に推進することにより、震災時の延焼拡大を防止し避難路としても機能する「延焼遮断帯」の整備を図るため、

- ① 「特定整備路線」をはじめとする街路事業について、必要な財源を確保すること。
- ② 都市防災総合推進事業について、必要な財源を確保すること。
- ③ 都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進に関し、補助採択要件は、概ね 10 年以内に不燃化率 70%以上の場合と同程度の安全性の確保が確実であることが求められているが、事業の着手を更に促進するため、道路幅員に応じた柔軟な採択要件（都の延焼遮断帯形成基準\*を参照）にすること。

（例）

・幅員 20m の場合、不燃化率 60% で補助採択

※ 都の延焼遮断帯形成基準：都市計画道路等の路線ごとに、市街地火災に対する焼け止まり効果の有無を延焼シミュレーションにより測定し、道路幅員に応じた不燃化率の形成基準を定めたもの。

- (2) 震災時に、避難場所や救援・復興活動の拠点として機能する公園の整備を短期集中的に進めるため、用地取得について、国費率を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

## 参 考

### 1 延焼遮断帯の整備

・特定整備路線

補助 26 号線、補助 29 号線など

・都の不燃化率の目標値（延焼遮断帯の形成基準）

幅 員	沿道の不燃化率
27m 以上	—
24m 以上 27m 未満	40%
16m 以上 24m 未満	60%
11m 以上 16m 未満	80%

### 2 公園の整備

【現行国費率】用地取得 1 / 3、整備 1 / 2

## 2 地域の防災性の向上

(提案要求先 国土交通省)  
(都所管局 都市整備局)

- (1) 木密地域の早期かつ着実な防災性向上を図るため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等に取り組むこと。  
特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地において、防災上重要な生活道路の整備及びその沿道の不燃化並びに無電柱化を促進するため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等を行うこと。
- (2) 防災街区整備事業の実施における要件を緩和すること。
- (3) 防災再開発促進地区内における、道路・公園整備等に対する税制上の更なる優遇措置を講じること。
- (4) 新防火規制に係る区域における、不燃化等に対する税制上の優遇措置を講じること。
- (5) 不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施しているまちづくり融資の金利を引き下げること。

### <現状・課題>

令和6年1月の能登半島地震において石川県輪島市で発生した大規模な火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

都内には、震災時に大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域は、約7,100 ha存在しており、特に震災時に甚大な被害が想定される地域を整備地域として約6,000 ha指定している。

都は、これまでも、延焼遮断帯の形成とともに建築物の不燃化・耐震化を進めてきたが、木造住宅密集地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される地域(整備地域)の不燃領域率は約65.5%にとどまるなど、いまだ不十分な状況にあり、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の不燃化など、地域の防災性の向上を図ることが重要である。また、令和7年度末の防災都市づくり推進計画の改定により、整備地域以外であっても、局所的に対策が必要な木密地域においては、町丁目を基本単位として新たに防災環境向上地区を約1,300 ha指定し、防災生活道路の整備の促進などを図っている。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地

域の改善を加速させるため、平成 23 年度から、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」により、市街地の不燃化を強力に進めている。

また、特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の改善を進めるため、防災上重要な生活道路の整備を促進することで、沿道建築物の不燃化・耐震化を促進する取組を平成 28 年度より開始した。具体的には、地域ごとに、震災時の緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が可能な幅員 6 m 以上の道路や、避難に有効な 4 m 以上の道路（以下これらを「防災生活道路」という。）の拡幅整備を計画的に進めるとともに、沿道の建替え工事費の一部を助成し、更なる不燃化を進めている。

あわせて、これらの地域で電柱の倒壊による道路閉塞など、防災生活道路や私道の機能に支障が生じないように、無電柱化を促進している。

こうした取組を着実に実施していくためには、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが必要不可欠である。

また、私道の無電柱化においては、私道所有者が無電柱化に係る設備を維持管理（調査・点検・補修）する必要がある、特に費用面での負担が大きい補修費について支援を行う必要がある。

さらに、老朽化した木造建築物の建替え等による市街地の安全性向上を図るため、延焼防止性能の高い建築物への建て替えを促進し、木造住宅密集地域の改善を進めることが重要である。

加えて、木造住宅密集地域の改善を加速するため、道路の拡幅整備などに伴い移転が必要な権利者や、無接道等により老朽建物の建替えが困難な権利者などの生活や既存コミュニティに配慮した、高齢者などが安心して住める移転先を確保する取組を推進する必要がある。

なお、首都直下地震等による壊滅的な被害の発生を回避できるよう、国と都がハード・ソフト両面から連携し、防災まちづくりを強力に推進していくために令和 2 年 1 月に設置した「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」においても、課題や今後の取組について幅広く議論し、同年 12 月には「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」を取りまとめた。令和 8 年 3 月には、第 6 回「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」において、改定案を公表した。引き続き、ビジョンを踏まえ、安全で魅力的な街並みとなる市街地の形成に向けた取組が必要である。

#### < 具体的要求内容 >

(1) 木密地域の不燃化を加速するため、以下のとおり不燃化建替え、防災生活道路をはじめとした細街路の拡幅や沿道の不燃化、延焼遮断帯の形成、無電柱化の促進等、防災都市づくりに資する事業への財源の優先的な確保と既存事業の要件緩和や新たな制度の創設を行うこと。

- ① 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）については、必要な財源を確保すること。さらに、早期かつ着実に防災性の向上を図るため、共同住宅等への建替えに関しては、国費率を従来よりも引き上げることや、共同施設整備の対象範囲を全ての建替え規模に対応できるよう、拡充すること。

- ② 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の建替促進事業による戸建てから戸建てへの建替えについて、隣地取得や敷地面積などの要件を更に緩和すること。
- ③ 都市防災総合推進事業において、避難経路転換用地の取得について、道路を新設する場合に幅員4m未満の部分の用地費も補助対象化し、対象地域に関しても、重点密集市街地に限らず設定できるよう要件を緩和すること。
- ④ 一時集合場所等への避難経路となる防災生活道路等の沿道の不燃化促進のため、既存制度の要件緩和に取り組むこと。
- ・住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の延焼遮断帯形成事業における、対象戸数や幅員に関する要件の緩和
  - ・都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進における不燃化促進区域や助成対象建築物に関する要件の緩和
  - ・上記又は防災生活道路沿道の不燃化促進に対する助成制度の創設
- ⑤ 狭あい道路における無電柱化を促進するため、必要な財源を確保すること。
- ⑥ 私道における無電柱化を促進するため、整備費に対する財源の確保や補修費に対する助成制度を創設すること。
- (2) 都が防災まちづくりを進めている地域は狭小な宅地が多いため、防災街区整備事業における個別利用区制度の運用に当たっては、耐火建築物等を建築するなど特定防災機能の確保に資する対策を行う場合は、敷地の最低限度の要件（100㎡）を緩和すること。
- (3) 主要生活道路や公園・広場の整備及び共同建替えを促進するため、防災街区整備方針に位置付けられた防災再開発促進地区内における、防災生活道路をはじめとした細街路の拡幅、公園・広場の整備及び共同建替えなどに対して、土地・建物等の譲渡に関わる所得税などの税制上の更なる優遇措置を講じること。
- (4) 耐火性の高い建物への建替えを促進するため、東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）に基づいて新たな防火規制を行う区域において、不燃化建替え等に伴う登録免許税に対する特例の創設や工事費相当額の一部を所得税から控除するなどの税制上の優遇措置を講じること。
- (5) 木造住宅密集地域において、高齢者世帯の住居の建替えに伴う資金面の負担を軽減し、不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施している高齢者向け返済特例制度の融資金利の引下げを図ること。

## 参 考

- 1 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の国費率
- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| 地区公共施設等整備（道路、公園等）                | 1 / 2 |
| （重点整備地区内において密集住宅市街地整備型により施行する事業） |       |
| 市街地住宅等整備（共同施設整備等に要する費用）          | 1 / 3 |

## 2 防災街区整備事業における個別利用区の敷地の最低限度の規定

- ・ 防災街区整備事業における個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値又は 100 ㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定
- ・ 延焼防止上及び避難上有効な特定防災機能の確保、土地の合理的かつ健全な利用の観点から一定規模（100 ㎡）以上の面積を有する個別利用宅地については、共同化の必要性はない。
- ・ 個別利用区の設定は、できるだけ地権者の意向に沿うため土地から土地への権利変換を認めた仕組み

## 3 新たな防火規制

（平成 15 年 3 月、「東京都建築安全条例」改正）

規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、全ての建築物は、準耐火建築物以上の性能とする。</li> <li>・ 延べ面積が 500 ㎡を超えるものは、耐火建築物とする。</li> </ul>
規制の区域	防災都市づくり推進計画で定める整備地域やその他の特に震災時に発生する火災等による危険性が高い地域で、知事が指定する区域

## 4 独立行政法人住宅金融支援機構のまちづくり融資（高齢者向け返済特例制度）

対象となる住宅	共同建替事業、地区計画等適合事業、マンション建替事業等のまちづくり融資の対象となる事業により建設される住宅（耐震改修、バリアフリー）
対象者	建替事業の対象となる住宅に建替え前から居住している高齢者（借入申込時満 60 歳以上）
融資限度額	<p>「保証ありコースの場合」 2,000 万円又は一般財団法人高齢者住宅財団が保証設定する保証限度額のうち、いずれか低い金額</p> <p>「保証なしコースの場合」 5,000 万円又は機構による担保評価額（建物及び土地の評価額の合計額×60%）のうち、いずれか低い金額</p>
融資金利	<p>「保証ありコースの場合」</p> <p>「保証なしコースの場合」</p>
返済方法	利息のみ毎月返済。元金は、借入申込者の死亡時に「相続人が一括返済」又は「担保提供された建物・土地を処分」することにより返済

## 1 8 無電柱化事業の推進【最重点】

### 1 無電柱化事業の推進

(提案要求先 総務省・資源エネルギー庁・国土交通省・観光庁)  
(都所管局 建設局・都市整備局)

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を図るために、無電柱化の実施に必要な財源を確保し、必要額を確実に配分するとともに、規制緩和等の改善を行うこと。

#### <現状・課題>

無電柱化事業は、東京の防災機能の強化や安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図る上で重要な事業である。

都は、昭和 61 年度から 8 期にわたる無電柱化に関する整備計画を策定するとともに、平成 29 年には都道府県で初となる東京都無電柱化推進条例（平成 29 年東京都条例第 58 号）を制定し、無電柱化を計画的に推進している。

また、島しょ地域では、「東京都島しょ地域無電柱化整備計画」などにに基づき、災害に強い島しょ地域の実現に向け、無電柱化を着実に進めている。

区市町村道においては、都の財政支援を拡充するとともに、市街地整備事業や木造住宅密集地域などにおける主要な生活道路の整備など、大規模開発から宅地開発まで、まちづくりのあらゆる機会において無電柱化を促進している。

さらに、無電柱化の企業向けイベント等の機会を捉えて、都の計画やコスト縮減に向けた取組を積極的に PR することで、民間の技術開発の競争を促し、多様な整備手法や低コスト手法の技術革新を促進している。

こうした取組により、都道の地中化率は約 48% に達しているが、切迫する首都直下地震や激甚化する台風などの自然災害に備えるためには、更なる都道の推進に加えて、区市町村道なども含めた都内全域の無電柱化をより一層推進する必要がある。

無電柱化事業では、占用企業者の支障移設工事や電線共同溝本体工事、電力・通信の引込連系管工事など、抜柱に至るまで複数の事業者が段階的に工事を実施するため、調整に時間を要している。

また、狭あいな道路では、電線類の収容や地上機器の設置が困難となるなど、技術的な課題がある。

さらに、島しょ地域の道路では、歩道がないコンクリート舗装の箇所が多いことや、硬質な岩盤の掘削が必要となるなど、島しょ地域特有の課題があることから、簡易な整備手法によりスピードアップを図る必要がある。

こうした課題を解決しながら、国や区市町村、電線管理者などと連携し、無電柱化の取組を更に加速させていくことが重要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 東京の防災力を高め、「セーフ シティ」の実現に向けて、都道の事業推進に必要な財源を確保するとともに、区市町村道の無電柱化をより一層促進するため、特に財政負担の大きい区市町村に対しては、確実に配分すること。  
加えて、配分された補助金を柔軟に運用できるよう、手続きの簡素化を図ること。
- (2) 国道においても、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るために無電柱化を一層推進すること。
- (3) 区市町村道等の道幅の狭い道路の無電柱化を推進させるため、特殊部や地上機器の更なるコンパクト化を図るなど、無電柱化技術の開発等を促進すること。
- (4) 業務の効率化のため、三次元モデルの工事契約図書への適用などに向けて、基準類の策定や環境整備を行うこと。
- (5) 島しょ地域など歩行者や自動車の交通量が少ない道路について、路肩を活用した地上配管が可能となるよう基準を改定すること。なお、構造の検討に当たっては、できる限り簡易な構造となるよう技術基準を見直すこと。
- (6) 緊急輸送道路は、災害時の救急活動や物資輸送等を円滑に行うため都県境を越えた広域でネットワークが確保される必要があることから、都道と接続する県道等の無電柱化を国主導で促進すること。
- (7) 区市町村道における新設電柱の占用禁止または制限について、幅員が狭い道路や通学路等の交通安全上重要な道路等にも拡大するよう、国主導で促進すること。
- (8) 電線管理者が行う単独地中化の整備が防災上重要な道路等で推進されるよう、電線管理者への支援について、制度の拡充を図ること。
- (9) 第1次国土強靱化実施中期計画については、令和7年度補正予算として措置されたところであるが、継続的・安定的に取り組を進めるため、今後の物価高や賃金水準の高騰等を適切に反映した上で、従前の対策を大幅に上回る必要な予算・財源を当初予算において通常費とは別枠で確保し、確実に配分すること。

参 考

1 都道における整備状況

【無電柱化の整備状況】

(令和7年4月1日現在)

	整備対象延長	整備延長	地中化率
区 部	1,288 km	877 km	68%
多 摩	1,040 km	244 km	23%
計 (東京都無電柱化計画)	2,328 km	1,121 km	48%
島しょ (東京都島しょ地域 無電柱化整備計画)	166 km	4 km	2%

2 令和8年度 都の予算 (当初)

(単位：百万円)

区 分	事業費	うち国費対象事業費 (国費)
無電柱化整備事業	46,666	11,579 (5,894)

※ 事業費は、既設道路における整備に係るもの。

3 都への当初内示額

(単位：百万円)

区 分	令和7年度	令和8年度
無電柱化整備事業 (国費)	4,396 (2,215) ※令和6年度補正予算含む	3,837 (1,929) ※令和7年度補正予算含む

【整備事例】 足立区加平 (環七通り)

(整備前)

(整備後)



## 2 臨港道路等の無電柱化

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 港湾局)

臨港道路等における無電柱化の推進に必要な財源の確保を行うこと。

### <現状・課題>

道路の上空を輻輳(ふくそう)する電線類や歩道内にある電柱は、都市の景観を損ねるだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなっている。また、震災や台風等の災害時には、倒壊した電柱や切断された電線類により道路が閉塞し、避難路の確保や緊急車両の通行、物資輸送等の支障となるおそれがある。

このため、災害発生直後において、緊急車両の通行や緊急物資の輸送など、重要な役割を担う臨港道路における緊急輸送道路の無電柱化は不可欠である。さらに、緊急物資の積替作業に必要なふ頭敷地や、物流拠点として重要な役割を担う倉庫や物流センターに接続されるなど緊急輸送道路以外の臨港道路や埋立道路の無電柱化も、緊急輸送道路と同様に重要となっている。

こうした状況を踏まえ、令和3年6月に「東京港無電柱化整備計画」を改定し、東京港内全ての臨港道路や埋立道路、ふ頭敷地等についても、新たに無電柱化の整備対象として位置づけ、2040年度の無電柱化完了を目指している。

### <具体的要求内容>

- (1) 臨港道路等における緊急輸送道路の無電柱化が計画的に推進できるよう、必要な財源の確保を行うこと。
- (2) 埋立道路やふ頭敷地等現在交付金の交付対象となっていない施設においても無電柱化が計画的に推進できるよう、制度設計を行うこと。
- (3) 無電柱化の取組を更に加速するため、電線管理者への支援も含め、単独地中化方式などの整備手法について、制度設計を行うこと。

## 19 大規模噴火時の降灰対策の推進【最重要】

(提案要求先 内閣府・文部科学省・国土地理院・気象庁)  
(都所管局 総務局)

富士山の大規模噴火による大量の降灰に備え、首都圏における広域的な降灰状況の観測体制の強化を図るとともに、火山灰の最終処分の法的整備を進めること。また、避難のタイミング等について明確な指針を示すこと。さらに、降灰による都市基盤への影響について、国において的確な調査研究の実施及び具体的な対策の検討を行うこと。

### <現状・課題>

富士山の大規模な噴火が発生した場合、その影響は火山周辺地域のみならず、広範な地域に影響があるとされている。火山から一定程度離れた東京都においても降灰等をもたらし、交通や電気、水道等の都市基盤に大きな影響を与えるとともに、膨大な量の火山灰処理が必要となる。都は、富士山噴火を想定した大規模な噴火時の降灰対策について検討を行い、令和5年度に「大規模噴火降灰対応指針」を策定し、同指針を踏まえ、令和7年5月に「東京都地域防災計画火山編」を修正したところである。

国は、令和7年3月に、広域降灰対策の基本方針や具体的な対策の検討を進めるに当たっての考え方や留意点を取りまとめた「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」を公表した。しかし、降灰の観測体制や大規模噴火時の広域的な対応策をはじめ、特に膨大な量となる火山灰の除去・処分については、処分用地の確保や降灰除去機材の確保などを含め、自治体単独では対応が困難であることが想定されるが、火山灰の最終処分を行うための法的な整理や具体的な手順などは示されていない。

また、大規模な降灰が大都市にもたらす影響については、調査研究が十分になされておらず、火山灰による広域的な被害について、自治体単独では対応が困難である。国は、令和7年4月に公表した「広域降灰対策に資する降灰予測情報に関する検討会」の報告書により、防災対応のトリガーとなる警報等の発信や情報提供に関する方向性を示したところであるが、今後、的確な調査研究及び被害予測を行い、具体的な対策について検討を進めていくことが求められる。

さらに、令和8年3月に、国と都は、共同で新たに「首都圏における広域降灰対策具体化推進協議会」を設置し（令和8年3月）、協議会の下に3つのワーキンググループ（住民行動・生活継続・火山灰の処理）を設置した。都は、「東京都地域防災計画 火山編」に基づき、ワーキンググループの議論と並行して、「交通インフラ対策（道路啓開）」や「火山灰の処理」などの対策を具体化していくこととしている。

< 具体的要求内容 >

- (1) 首都圏等の広域的な降灰状況の観測体制を強化し、観測成果の迅速な流通を図ること。

また、降灰予報の更なる精度向上（場所・層厚等）を図るとともに、降灰時の避難判断や都市機能維持のための対策等を迅速に行えるよう広域降灰にも対応する注意報、警報を早期に導入・運用すること。

- (2) 降灰による交通機関への影響に係る明確な調査研究を行うとともに、具体的な対策を示すこと。

また、国道や高速道路など都県境の道路も含めた首都圏全体の道路ネットワークの維持に係る基本計画を提示すること。

- (3) 降灰によるライフライン施設等の都市基盤への影響に係る明確な調査研究を行うとともに、その結果を踏まえ、ライフライン事業者等が行うべき降灰対策について、推奨される資機材の仕様等を具体的に提示すること。

- (4) 大量の火山灰の降灰があった際の火山灰の最終処分について、自治体や関係機関等の意見も尊重しながら、海上投棄を可能とするなどの法的整備等を早急に行うこと。

また、処分等の費用について、活火山法等において、自治体の負担軽減策を位置付けること。

- (5) 避難のタイミングや訪日外国人等への対応など、降灰時における避難のガイドラインを提示すること。

- (6) 大規模降灰時の国による広域的な物資供給のオペレーションを提示すること。

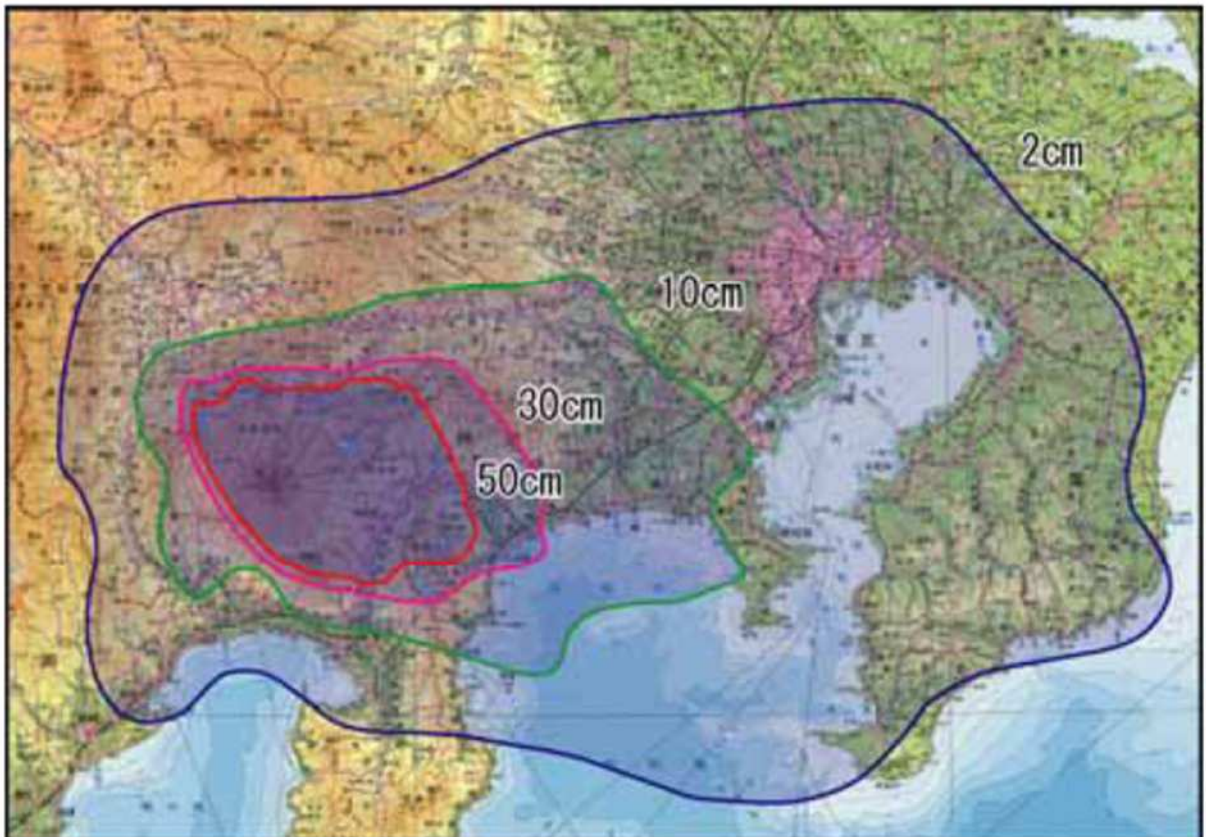
- (7) 大規模降灰が家電など家庭にある設備等に与える影響の調査研究及び周知を行うこと。

参 考

○ 富士山噴火による被害想定（地域防災計画火山編より抜粋）

	内 容	
噴火の規模等	規 模	宝永噴火と同程度
	継 続 期 間	16日間
	時 期	①梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び町田市の一部	10cm程度
	その他の地域 (具体的範囲は別図のとおり。)	2～10cm程度
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨などに伴うもの	洪水、泥流、土石流にともなう人的・物的被害

○ 富士山噴火による降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



出典 富士山火山広域防災対策基本方針より

## 20 災害時における安定的な燃料供給体制の確立

### 1 災害時における安定的な燃料供給体制の確立

(提案要求先 内閣府・資源エネルギー庁)  
(都所管局 総務局)

大規模災害が発生した場合でも、都民の生活に直結する重要な施設へ安定的に燃料が供給されるよう、都と連携し、体制を強化・運用すること。

#### <現状・課題>

東日本大震災では、宮城、茨城、千葉等の6製油所が稼働を停止し、平常時の約3割に相当する処理能力が失われ、石油事業者は、他地域の製油所の稼働率を引き上げるなどにより対応したが、計画停電や道路の通行止め等の影響により、東京都も含め、局地的な燃料不足が生じた。

国は、石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)を平成24年11月に改正し、災害時における国家備蓄の放出や石油元売会社に対する災害時石油供給連携計画の作成・届出を義務付けるなど体制の強化を図った。また、平成28年4月に発生した熊本地震の経験を踏まえて、自家発電機の導入を支援することにより、災害時において地域の石油製品の供給拠点となる「住民拠点SS」の整備を進めてきた。さらに、近年相次いで発生した災害での課題を踏まえ、様々な燃料確保施策を推進している

都は、給油所事業者との契約による燃料備蓄とともに、災害時石油供給連携計画に積極的に関与することで、災害拠点病院等の災害対策上重要な施設の燃料確保を進めることとし、平成27年5月に、資源エネルギー庁、石油連盟等との連携体制を構築するため「大規模災害時における石油燃料の確保に関する連絡協議会」を設置した。

今後、首都直下地震などが発生した場合、燃料供給が確実に確保されないと、都内は大きく混乱し、都民生活に支障を来すとともに、復旧・復興の妨げになることが懸念されることから、体制の一層の充実が必要となる。

#### <具体的要求内容>

- (1) 大規模災害発生時においては、国は、国家備蓄及び民間備蓄の活用、災害時石油供給連携計画の適切な運用等により、燃料供給体制を確保すること。
- (2) 都民生活への影響を極力抑えるため、都が燃料を備蓄している東京都指定給油所をはじめ、国が整備する住民拠点SS等に対して継続的に燃料供給を行うこと。
- (3) 都民の生活に直結する重要な施設(災害拠点病院をはじめとする医療施設、上下水道施設、警察・消防施設、交通施設など)へ継続的に燃料が供給されるよう、都との連携を更に強化するなど、体制を整備・運用すること。

## 2 医療機関の電力と水の確保に対する支援

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 保健医療局)

大規模災害発生時に、医療機関が診療機能に支障を来さないよう、電力と水の確保についての具体的支援策を講じること。

### <現状・課題>

近年の大規模な自然災害では、停電や地震による揺れ、断水、浸水、暴風等により病院機能に支障を来すなど医療提供体制に大きな影響を受ける災害が相次いで発生している。

様々な検査機器、生命維持装置が稼動している医療機関にとって、電力不足による診療機能の低下は、患者の生命維持そのものを脅かす事態に直結するものである。

また、人工透析や創洗浄、器材洗浄等多くの水を必要とする医療機関にとって、災害時における断水は、診療の継続を極めて困難にするものである。

都は、大規模災害発生時等の電力不足に対応するため、これまで、災害拠点病院とそれを補完する役割を担う災害拠点連携病院を対象に、自家発電設備の浸水対策や地震の揺れ対策に係る補助、自家発電設備や受水槽等の新設・増設について補助している。また、災害拠点病院・災害拠点連携病院以外の病院に対しても、自家発電設備等の浸水対策に必要な経費を補助している。

国は、災害時に備え燃料や水等を備蓄するよう求めているが、都内の医療機関は、敷地が狭あいでも地価も高いため、燃料等の備蓄場所の確保等が困難な場合も多い。東京の地域特性を踏まえた、災害時に燃料等が確実に供給される対策が必要である。

また、国は風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板の設置等の浸水対策の実施を、災害拠点病院については義務、その他の病院については努力義務としたが、都内では区部を中心に、水害発生時に大規模かつ長期の被害が想定される低地帯が広がっており、医療機関における浸水対策の実施に多額の費用を要する。

国は、災害拠点病院や救命救急センター等一部の病院を対象に、自家発電設備及び受水槽の整備、止水板の設置などの経費を支援しているが、十分な整備を行うには補助基準額が不足している。災害時に全ての医療機関の診療機能を確保できるよう、国の責任において必要な補助基準額を設定するなど実効性のある支援策を講じるべきである。

### <具体的要求内容>

- (1) 大規模災害発生時等の電力不足に医療機関が的確に対応できるよう、国は適切・正確な情報を提供すること。
- (2) 近年の豪雨災害などによる浸水や停電等の影響を踏まえ、災害拠点病院のほか、自家発電設備の設置や増設、移設、止水板の設置などを検討する全て

の医療機関が十分な対策を行えるよう補助制度の充実を図るとともに、地震の揺れ対策についても施策を講じること。

- (3) 全ての医療機関の自家発電設備等の燃料や水については、東京の地域特性を踏まえ、国の責任において確保するとともに、確実に供給するための体制を整備すること。
- (4) 地震や風水害等の自然災害に備え、受水槽の設置や増設、移設などを検討する全ての医療機関が十分な対策を行えるよう補助制度の充実を図ること。
- (5) 風害や落雷などを含めたあらゆる災害時において傷病者へ確実に医療を提供できるよう、体制確保に必要な整備費補助を創設すること。

## 2 1 ミサイル攻撃に関する対策の推進【最重点】

(提案要求先 内閣官房・消防庁・外務省・防衛省)  
(都所管局 総務局)

- (1) NBC弾頭も想定したミサイル攻撃に対する国の方針や避難施設の整備に向けた考え方、エリアごとのリスク評価を示すこと。
- (2) ミサイル攻撃を受けた場合に、国民の生命・財産をより一層守るため、実効性のある避難施設確保策を国が主体となって進めていくこと。

### <現状・課題>

令和4年以降、北朝鮮はかつてない高い頻度でミサイル等の発射を繰り返すなど、我が国は依然として北朝鮮の脅威に見舞われている。また、ロシアによるウクライナ侵攻は、首都の戦略的重要性を改めて認識する機会となった。こうした状況の中、国は令和6年3月に公表した「武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）において、政治経済の中枢を含む都市部などにおける緊急一時避難施設の指定促進、地域の実情に応じた緊急一時避難施設の充実を含むその在り方の検討、避難の困難性など一定の要件を満たす地域における特定臨時避難施設の整備の三点を示した。さらに令和8年3月には、その具体的な取組方針として「緊急事態を想定した避難施設（シェルター）の確保に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を公表した。基本方針では、基本的考え方で示された三点に加え、「自然災害時との避難施設のデュアルユースと平時活用、官民連携の推進」及び「最善の避難行動の普及促進」についても取組の方向性が示された。

しかしながら、基本方針では、想定する脅威が通常弾に限定されているとともに、財政支援の対象が先島諸島を対象とした特定臨時避難施設の整備のみであるなど、その他の脅威やエリアを踏まえたリスク評価、避難施設の在り方が十分示されているとは言い難い。

また、緊急一時避難施設の更なる指定促進に向けた取組や、指定の有無によらず都民等が避難できる施設の確保とともに、その充実に向けた具体的な取組が重要である。

国は基本方針において、国や地方公共団体、民間事業者等が連携し必要な施策の検討を進めるとしているが、検討に当たっては、上記の現状と課題を踏まえる必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) ミサイル攻撃に対する国の方針及びリスク評価

ア 基本方針において、通常弾に限らず、NBC弾頭も想定したミサイル攻撃に対する国の方針や避難施設の整備に向けた考え方などを示すこと。

イ 人口や都市構造など、地域の実情を踏まえたエリアごとのリスク評価を行うとともに、具体的かつ実効性のある対応行動について、地方公共団体に示すこと。

(2) ミサイル攻撃に対する実効性のある取組

ア 内閣官房は、防衛省から瞬時に発射情報を入手できる態勢を構築するとともに、発射情報を入手次第、全国瞬時警報システム等を用いて、広く国民に対して正確かつ迅速に警報を発令すること。

イ 先島諸島以外の地域であってもミサイル攻撃に対応可能な避難施設を新設又は既存施設の改修により整備する場合や、物資の備蓄等にあっては、国が必要な財政措置を講じること。また、公的機関や民間事業者が建造物の整備・改築等を行う場合に当該施設の設置義務を法制化するなど、幅広く避難施設確保に向けた対策を行うこと。

ウ 有事の際は、国民保護法第148条に基づく指定に関わらず、民間施設を含め、全ての堅ろうな建築物や地下施設への避難を可能とすることを国民保護法上に位置付けるなど実効性を高める方策を検討すること。

エ 民間施設を中心とした施設管理者の協力が得られるよう、事故や損害発生時の責任や補償について統一的な考え方を検討し、基本方針等で明示するとともに、損害補償等を制度化すること。

オ 武力攻撃災害等に対処するための物資及び資機材等は、国の責任において確保すること。また、地方公共団体が備蓄する場合においては、物資及び資機材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること。

カ 避難施設の確保や整備、有事の際の最善の避難行動の普及促進にあたっては、地方公共団体や民間事業者等と連携し、実効性のある方策を検討すること。